

1 飯島家文書
(旧住所 鹿島郡白鳥村大字札)

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	整理番号
1	天明 6	1786	卯				役高田高畑高帳(年貢割当明細につき)	常州鹿島郡札村 名主 組頭		縦帳	1	26
2	1				3		御触御書付之写(道中往来について)			切継紙	1	260 1
2	2	寛政 4	1792	子	1		借用申金子之事(金70両、先納金借用につき)	常州鹿島郡札村 名主 甚右衛門④、 金五④、組頭 忠左衛門④、百姓代 利右衛門④	中西 半三郎殿	縦紙	1	260 2
2	3	1		丑	1	15	覚(鹿島米15俵受取につき)	中西半三郎④	札村御名主 甚右衛門殿、 金吾殿	切継紙	1	260 3 1
2	3	2		子	2	29	覚(米21俵、間宮様子年御年貢米受取につき)	中西半三郎④	札村御名主 甚右衛門殿、 金吾殿	切紙	1	260 3 2
2	4				12	19	(出生之悴、運二と名付けた事、当暮、難渋につき奉 公勤め兼ねる事につき書状)			切継紙	1	260 4
2	5				9	13	(飯田政右衛門跡役、私相勤可申候につき書状)			切継紙	1	260 5
2	6			子	10	31	覚(米35俵、間宮様子御年貢米受取につき)	中西半三郎④	鹿島札村 甚右衛門殿、金 吾殿	切紙	1	260 6
2	7			子	10	29	覚(餅米・蒲筵・つり縄等年貢之内受取につき)	間宮庄五郎内 菅谷文助④	鹿島札村 名主 甚右衛門 殿、同 金吾殿	縦紙	1	260 7
2	8			丑	1	4	覚(松真木3本詰250把、入津、受取につき)	斎藤弥左衛門、服部恒蔵④	鹿島郡札村 弥五左衛門様	切紙	1	260 8
2	9			子	12	31	覚(金5両受取につき)	間宮庄五郎内 菅谷文助④	鹿島札村 名主 金吾殿	切紙	1	260 9
2	10	文化14	1817	丑	3		売渡申畑手形之事(字久保田、畑高1斗2升目売渡に つき)	畑売主 弥五左衛門④、組頭 安兵衛 ④、名主 忠左衛門④、同 利兵衛④	村方 利左衛門殿	縦紙	1	260 10
3	文化 9	1812	申		1		売渡申畑證文之事(未年年貢上納に差詰りの為、畑 売渡につき)	畑売人 弥五左衛門④、組頭 忠左衛 門④、名主 彦兵衛④	村 治左衛門殿	縦紙	1	220
4	1					28	(断簡「米2斗3升2合1夕 平四郎」と見える)			切紙	1	173 1
4	2				12	28	(断簡「御米3石 井ノ塙船様」等と見える)			切紙	1	173 2
4	3						酉御年貢割付(米3俵4升9合5夕 御定免につき)	角南組 名主	弥五左衛門殿	切紙	1	173 3

目録番号	年号	西暦	干支	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	整理番号	
4	4		丑	12	15	覚(米1石3斗6升 受取につき)	春木や□□□㊟	札村かし 弥五左衛門殿	切紙	1	173 4	
4	5		巳	3	26	(毀の断簡)	札村名主役 伝蔵, 同 収納方 弥五左衛門, 他2名	間宮神次郎様御内 平井荘之進様	切紙	1	173 5	
4	6		辰壬	11	26	覚(下大蔵村払米 米20俵、伊勢屋惣兵殿方へ御渡被下たく)	大蔵村 名主 作左衛門㊟	札かし 飯島弥五左衛門様	切紙	1	173 6	
4	7		午	3	16	覚(米、1斗9升7合1夕受取につき)	名主 文左衛門㊟	村 傳蔵殿	切紙	1	173 7	
4	8					丑暮役	間宮組役人	弥五左衛門殿	切紙	1	173 8	
4	9					丑暮役并椀飯割	名主 幸助	弥五左衛門殿	切紙	1	173 9	
4	10					巳御年貢割付	名主 文左衛門	弥五左衛門殿	切紙	1	173 10	
4	11					戌御年貢割付	角南組 名主	弥五左衛門殿	切紙	1	173 11	
4	12					午椀飯割付	角南組 名主	弥五左衛門殿	切紙	1	173 12	
4	13					巳御年貢割付	名主 門井新次郎	弥五左衛門殿	切紙	1	173 13	
4	14					亥御年貢割付	治郎兵衛	伝蔵殿	切紙	1	173 14	
4	15					丑国役金并暮割	年番 宗吉	弥五左衛門殿	切紙	1	173 15	
4	16		亥)	10)	16)	亥御年貢割付	名主 要助	弥五左衛門殿	切紙	1	173 16	
4	17					戌御年貢割	名主 嘉兵衛	弥五左衛門殿	切紙	1	173 17	
4	18	文政 8	1825	甲	9	15	借用申替せ金之事	阿玉村 藤左衛門㊟	札岸 弥五左衛門殿	切紙	1	173 18
5		文政 9	1826	戊	4		借用申金子證文之事	札村 名主 借用人 忠左衛門㊟, 證人 利兵衛	上沢村 与治左衛門殿	竪紙	1	151

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	整理番号
6 1							(包紙「正孝院様 御書下ケ」とあり)			切紙	1	261 1
6 2							金九拾兩割合(小田村・高津村・札村・上川井村への村割当覚書につき)			切紙	1	261 2
6 3							(村割合金明細)			切紙	1	261 3
6 4			亥		2	28	覚(スミ25両、弥五左衛門様に御渡につき)	きりや 渡郎衛門㊦	日向寺長右衛門様	切紙	1	261 4
6 5	嘉永 4	1851	亥		10	17	(正孝院殿様、御葬式御入用の件につき 下書)	御知行所 小田村 名主 藤蔵, 高津村 同 惣蔵, 札村 同 金四郎, 上川井村 同 伊兵衛	御地頭所様 御役人中様	豎紙	1	261 5
6 6					9	1	覚(金6兩受取につき)	地頭所内 佐藤五郎㊦	札村 名主 金四郎殿	切紙	1	261 6
6 7	嘉永 1	1848			9		入置申一札之事(金2兩借用につき)	借用人 名主 惣次㊦, 同 芳平㊦	金四郎殿	豎紙	1	261 7
6 8			子		3	4	覚(米26俵、亥年上納米受取につき)	地頭所内 佐藤五郎	札村 名主 金四郎殿	切紙	1	261 8
6 9	嘉永 4	1851	亥		12		覚(米5俵、亥年上納米受取につき)	名主 忠次㊦	弥五左衛門殿	切紙	1	261 9
6 10			子		1	29	覚(米40俵、上納米受取につき)	御地頭所内 佐藤五郎, 田中忠吾	札村 名主 金四郎殿	切紙	1	261 10
6 11			亥		10	10	覚(金2朱230文、御料所入用分受取につき)	年番 安塚村, 月番 竹兵衛㊦	札村 御役人中様	切紙	1	261 11
6 12			亥		12	18	覚(金3兩・御状2通、上納仕につき)	飛脚 源八㊦	御名主 金四郎殿	切紙	1	261 12
6 13					11	25	覚(金3兩2分受取につき)	御地頭所内 佐藤五郎㊦	札村 名主 金四郎殿	切紙	1	261 13
6 14					2	2	書状(年貢上納の件につき)			切継紙	1	261 14
6 15	嘉永 4	1851	亥		10	5	(覚書 正孝院殿仁譲日進居士 間宮庄五郎様 行年三十七歳)			切紙	1	261 15
6 16 1							(包紙「御地頭所より御下知書」とあり)			切紙	1	261 16 1

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	整理番号
6	16	2			12	3	御達書(出府申達につき)	御用所	札村 村役人中	切継紙	1	261 16 2
6	16	3			12	3	御達書(札村百姓小三郎、同人祖父清助、村役人1人差添、出府申達につき)	御用所	札村 名主 組頭中	切継紙	1	261 16 3
6	17	文政11	1828	子		3	覚(金250両 借用一件につき)	間宮庄五郎内 長谷川運平	忍屋 久米次郎殿	折紙	1	261 17
6	18						(利息支払につき覚書)	傳通院前 家主 甚兵衛		折紙	1	261 18
7		文政13	1830		3	26	仕切(塩鱒400入、28箱代相済につき)	金屋善兵衛㊦	橋本長兵衛殿	切継紙	1	113
8		天保3	1832	辰		4	中根證文写 天狗一件(中根村宛借用證文写5通)	札村 弥五左衛門	行方郡 中根村 市右衛門殿 清兵衛殿他	横帳	1	47
9		天保3	1832	巳		12 29	(酒売上覚)			横帳	1	112
10		天保3	1832	辰		12	売渡申田地證文之事(年貢上納に差詰り、書面の田地2両にて売渡につき)	田地売主 勇吉㊦、組頭 安兵衛㊦、同 善内㊦、名主 弥五左衛門印	村 彦兵衛殿	縦紙	1	131
11		天保4	1833	巳		3	真木代金控(薪代金覚書)			横半帳	1	102
12		天保9	1837	戌		7 6	両度御廻村入用割合帳	札村惣代 庄助、須賀惣代 市郎左衛門	右村之 御役人中様	横帳	1	11
13	1	天保9	1838	戌		9 27	種刈流并魚漁御取締御出役様入用割合帳	割座 津頭 白浜村		横帳	1	7 1
13	2					29	覚(入用金割合明細につき)			折紙	1	7 2
13	3	天保9)	1838	戌		10 29	覚(勘定書出につき)	須賀村 惣代 市郎十左衛門㊦	白浜村 御庄屋 伊左右衛門様	切紙	1	7 3
14		天保10	1839	亥		2	寄進帳(村中よりの寄進品明細につき)	鹿島大神宮 常州鹿島郡立原村 左方大頭 北陸山 東医寺㊦、立原村役人 庄三郎㊦、四郎左衛門㊦、縫右衛門㊦		縦帳	1	32
15		天保10	1839	亥		3	乍恐以書付奉申上候(水行路御用向の件につき)	常州鹿島郡 爪木村 組頭 嘉右衛門、須賀村 名主・市郎右衛門、沼尾村 同・小左衛門、立原村 同・庄三郎、他16名	森覚蔵様 御役所	切継紙	1	65

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	整理番号	
16	天保11	1840	子		4	15	借用申一札之事	山売主 借用人 札村組頭 源右衛門 ④、同 同 与次郎④、受人 弥五左衛 門④	梶山村 作左衛門殿	切継紙	1	142	
17	弘化3	1846			4		借用申金子證文之事	上沢村 借用人 与市、受人 伝蔵	梶山村 伊兵衛殿	切継紙	1	146	
18	弘化4	1847	未		7		借用申金子證文之事	札村 名主 借用人 弥五左衛門④、荒 地村 借用人 七郎左衛門④、中居村 請人 八十吉④	吉川村 平野屋源治殿	切継紙	1	152	
19	弘化5	1848	申		1		村高家数人別書上	札村 月番 名主 忠次④		縦帳	1	37	
20	嘉永1	1848	申		2		売渡シ申田地證文之事(田地売券、代金3両にて売渡 につき)	売主 札村 惣助④、請人 同村 伊助 ④	荒地村 七郎左衛門殿	縦紙	1	78	
21	1	嘉永2			2		売渡田地證文之事	札村 売主 嘉兵衛④、同 組頭 受人 彦三郎④、同 名主 由兵衛④	茂左衛門殿	縦紙	1	143	1
21	2		卯		8	20	覚(札村藤七船、篠竹211束、運賃等差引き仕切金作 右衛門殿方へお渡しにつき)	飯島弥五左衛門④	本所柳原吉丁目 近江屋啓 助殿	切継紙	1	143	2
22	1	嘉永					百姓清七扶食遣之候書類			切紙	1	175	1
22	2						(包紙裏書 字こも内 清七・又兵衛・郡平 扱人 弥 郎兵衛・又蔵 一件1通覚書)			単票	1	175	2
22	3	嘉永6	1853	丑	12		乍恐書付を以奉願上候(御上納之儀差支申につき、 米3俵拝借の件につき)	御知行所常州鹿島郡札村 願人百姓 清七④、百姓代 直右衛門④、組頭 彦三郎④	御名主 金四郎様	切継紙	1	175	3
22	4	嘉永3	1850		3		売渡申田地證文之事	札村 売主 清七④、請人 彦兵衛④、 組頭 彦三郎④、名主 金四郎④	荒地村 平五郎殿	縦紙	1	175	4
22	5	安政3	1856	辰	4		差出申一札之事	扱人 又蔵④、次郎兵衛④	村 御名主 金四郎殿	縦紙	1	175	5
23		嘉永3	1850	戌	10	5	一札之事(酒商売益金12両上納の件につき)	世話役 清助、同 惣助	御役人衆中	切継紙	1	148	
24		嘉永4	1851	亥	2		売渡申田地證文之事(年貢上納に差詰り、田地金1両 3分にて、年季売仕につき)	田地売主 多重④、名主 忠次④	組口村 五右衛門殿	縦紙	1	124	
25		嘉永4	1851	亥	11		乍恐以書付奉願上候(私祖父弥五左衛門御用立金之 儀、御下ヶ仰付られたく)	御知行所 常州鹿島郡札村 名主 金 四郎④	御地頭所様御内 佐藤五郎 様 田中忠吾様	縦紙	1	117	

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	整理番号
26	嘉永 5	1852	子		1		乍恐書付ヲ以奉願上候(御屋敷様勝手向御隋方之儀につき)	御地頭所 小田村 名主 藤蔵, 高津村 同 惣蔵, 札村 同 金四郎, 上川井村 同 伊兵衛	御地頭所様御内 御用人中様	竪紙	1	121
27 1	嘉永 5	1852	子		4		五人組改帳	常州鹿島郡札村 組頭 彦三郎㊦, 名主 金四郎㊦	間宮庄五郎様御内 佐藤五郎殿	縦帳	1	33 1
27 2	安政 5	1858			3		五人組改帳	常州鹿島郡札村 組頭 彦三郎㊦, 名主 金四郎㊦	間宮晟十郎様御内 鶴野源吾殿	縦帳	1	33 2
27 3	元治 1	1864	甲子		6		五人組改帳	常州鹿島郡札村 組頭 彦三郎㊦, 名主 金四郎㊦	間宮首次郎様御内 大曾根弥一郎殿	縦帳	1	33 3
28 1	嘉永 5	1852	子		4		宗門御改帳	常州鹿島郡札村 名主 金四郎㊦, 組頭 彦三郎㊦	御地頭所様 御内 佐藤五郎様	縦帳	1	34 1
28 2	安政 5	1858	午		3		宗門御改帳	常州鹿島郡札村 名主 金四郎㊦, 組頭 彦三郎㊦	御地頭所様御内 鶴野源吾様	縦帳	1	34 2
28 3	元治 1	1864	甲子		6		宗門御改帳	常州鹿島郡札村 名主 金四郎㊦, 組頭 彦三郎㊦	御地頭所様御内 大曾根弥一郎様	縦帳	1	34 3
29	嘉永 5	1852	子		7		乍恐以書附ヲ奉願上候(御用立金90両、御被成下たく)	御知行所 村村役人	御地頭所様御内 御用人中様	竪紙	1	139
30	嘉永 5	1852	子		7		乍恐以書付ヲ奉願上候(正孝院殿様御抱屋舗一件につき)	御知行所 四ヶ村役人	御地頭所様 御用人中様	竪紙	1	127
31	安政 2	1855	卯		10	6	日日御雑用覚帳(みの紙・半紙・す・肴等雑費控)	鹿島名主 金四郎		横半帳	1	103
32 1	安政 2	1855	卯		10	22	覚(葉王寺住職代替につき、所持田地の返地申入れ通達)	地頭所 用所㊦	常州鹿島郡 札村 役人中江	切紙	1	208 1
32 2	安政 2	1855	卯				(包紙「葉王寺そり町源兵衛江御下知書 間宮晟十郎様御代」とあり)			切紙	1	208 2
33	安政 2	1855	卯		10	22	借用申一札之事(金2両、地頭所上納金に差し詰まり借用申し、返済は帰村の上、早速返済申上げにつき)	大蔵村 名主借用人 作左衛門㊦	札村 御名主 金四郎殿	切紙	1	183
34	安政 2	1855	卯		11	20	一札之事(金1歩2朱、近江屋佐助方への届金受取候につき)	近江屋啓助母 柏崎村 金子受取人 いしへ、啓助之使 札村 常重㊦, 札村 証人 新沢一郎㊦	札御村内 飯島弥五左衛門殿	竪紙	1	125
35 1	安政 3	1856	辰		2		売渡シ申田地證文之事	札村 名主 惣助㊦, 同村 受人 藤助㊦	荒地村 七郎左衛門殿	竪紙	1	147 1
35 2			寅		2	5	覚(田地増金5両、仮受取書)	札村 田地売主 惣助, 受人 安右衛門㊦	荒地村 七郎左衛門殿	切紙	1	147 2

目録番号	年号	西暦	干支	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	整理番号	
36	安政 3	1856		9	吉	辰御年貢請取帳(年貢受取の名寄明細帳)			横帳	1	1	
37	安政 4	1857	巳	6	12	御請書之事(臨時金上納の件につき)	高津村 名主 七左衛門印, 小田村 名主 藤蔵印, 上川井村 名主 伊兵 衛印, 札村 名主 金四郎	御地頭所様御内 御用人中 様	切紙	1	250	
38	1					(包紙「御地頭所より御書下ケ、御受取袋」とあり)			切紙	1	281	1
38	2					(断簡「かじ山作左衛門證文 源左衛門、与治郎」とあり)			切紙	1	281	2
38	3					(断簡 書状の一部)			切紙	1	281	3
38	4	明治)				願書(下書 婿養子の菅谷市左衛門、徴兵の件につ き)	鹿島村札村 菅谷彦二郎		縦紙	1	281	4
38	5		子	9	8	(村村、田方検見内見帳の件につき)	小笠原甫三郎手代 宮坂徳太郎, 同 人手付 武藤林助, 同人手代 加藤泰 輔, 高橋三蔵		縦紙	1	281	5
38	6					(断簡 下書 田畑反畝等書込あり)			切紙	1	281	6
38	7	安政 5	1858	1	3	(断簡 番地名寄)			切紙	1	281	7
38	8					(断簡 地租関係)			切紙	1	281	8
38	9					(断簡 金銭覚書)			切紙	1	281	9
38	10					(金銭覚書 文中に8年県庁営繕入費等見える)			切紙	1	281	10
38	11					(断簡 金銭覚書)			切紙	1	281	11
39	安政 5	1858	戊午	1	吉	干鰯積立帳(干鰯の積渡明細帳)			横帳	1	5	
40	1					(包紙「証文二通」とあり)	飯島村 七左衛門		切紙	1	177	1

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	整理番号
40	2	安政 5	1858	午		11 23	売渡申松山立木證文之事(御年貢上納に差し詰まり貴殿に売渡し内金5両受取証、残金は来る極月11日に受け取るにつき)	高釜松山売主 茂七 [㊦] , 同所親類受人 茂左衛門 [㊦] , 同所組頭 伊左衛門 [㊦]	飯島村 七左衛門様	縦紙	1	177 2
40	3	安政 5	1858	午		12	借用申金子證文之事(金5両割子駄賃入用差し詰まるにつき、借用致したく)	飯島村 積荷主 七左衛門 [㊦] , 同所受人 彦六 [㊦]	札村川岸 門屋弥五左衛門殿	縦紙	1	177 3
41		安政 6	1859	己未		12 5	未秋暮諸役銭割付帳	間宮晟十郎知行所 常州鹿島郡札村 名主 金四郎, 組頭 彦三郎		横帳	1	9
42	1						(弥五左衛門田畑書上)			横帳	1	53 1
42	2	安政 6	1859	未			(字2反田、3家相続分、安政6未年、元田地主弥五左衛門へ返る)			切紙	1	53 2
43		安政 7	1860	甲		1	乍恐以書付奉願上候(身弱に付、御年貢米2俵銭納願たく)	御知行所 常州鹿島郡札村 百姓 訴人 源兵衛 [㊦] , 組頭 彦三郎 [㊦] , 名主 金四郎 [㊦]	御地頭所様御内 鞆野源吾様	切継紙	1	116
44		万延 1	1860	申壬		3 18	志木積立船難船ニ付立合改	羽生領大越村 栄助船		横帳	1	105
45		万延 1	1860	申壬		3 25	差出申一札之事(渡場御見廻り、村役人は迄通、勤番仕につき)	札村 名主 惣助, 同 金四郎, 同 伝次郎, 同 和平	鉾田 汲上組合 寄場役人中 大小惣代中	縦紙	1	119
46		万延 1	1860	申		11	売渡申田地證文之事(田高4斗目、当申御年貢御上納に差し詰まり、書面の田地(字は川尻道)売渡し申すにつき)	田地売主 札村 力蔵 [㊦] , 同 證人 荘三郎	梶山村 安右衛門殿	縦紙	1	179
47		文久 3	1863	癸亥		2 吉	干鰯売立帳(干鰯売代金明細帳)			横帳	1	6
48		文久 3)	1863	亥		4	(干鰯売渡覚、亥4月~9月)			横帳	1	276
49		文久 3	1863	亥		5 13	(干鰯売渡覚、亥5月~子10月)			横帳	1	275
50		文久 3	1863			9 吉	亥御年貢請取帳(年貢受取の名寄明細帳)			横帳	1	2
51		元治 1	1864			2	覚(金銭出入)			折紙	1	272
52	1			子)		12) 20)	(干鰯売立明細控)			横帳	1	12 1

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	整理番号
52	2	元治 1)	1864	子)	5)	2)	(干鬮売立明細控)			横帳	1	12 2
53	1						断簡(3ヶ村300宛割合)	世八人 新左衛門, 八之丞		切紙	1	273 1
53	2						断簡(割合金)			切紙	1	273 2
53	3	元治 1	1864	甲子	9	5	(差図役改取以白井武衛門、差取図役 久松久吉他)			折紙	1	273 3
53	4						(「御地頭所様 薬王寺字そり町御書下ヶ」とある古袋)	源兵衛より		切紙	1	273 4
53	5	嘉永 3	1850	戌	1	20	(包紙「御地頭所様御書物袋」とあり)	名主 金四郎		切紙	1	273 5
53	6						(国役取立、卯年味噌送り等の件につき)			切紙	1	273 6
54		元治 1	1864		9	吉	子御年貢請取帳(年貢受取の名寄明細帳)			横帳	1	3
55		慶応 1	1865	丑	6		借用申米證文之事	借用人 忠左衛門㊦, 組合惣代 証人・八兵衛門㊦	御名主 金四郎殿	切紙	1	55
56	1			丑	11	5	覚(金10円納金済につき)	大曾根弥郎㊦	札村 金四郎殿	切紙	1	84 1
56	2			丑	6	10	申渡(重き御年貢不納申立につき)	御地頭所内 大曾根弥一郎㊦	札村 百姓 利右衛門, 治郎兵衛, 芳兵衛, 清七	切継紙	1	84 2
56	3	慶応 1	1865	丑	10	25	乍恐奉願候(下書 日頃より心縣不宣、農業不精の常吉一件につき)	親類印, 組合印, 組頭印, 名主印		縦紙	1	84 3
56	4			丑	6	10	覚(金5両、年貢受取書)	大曾根弥一郎㊦	札村 金四郎殿	切紙	1	84 4
56	5			丑	11	11	覚(年貢受取書、米20俵につき)	大曾根弥一郎㊦	札村 金四郎殿	切紙	1	84 5
56	6			丑	11	4	覚(受取書 1両国役につき)	大曾根弥一郎㊦	札村 金四郎殿	切紙	1	84 6
56	7						覚(年貢上納明細につき)			切継紙	1	84 7

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	整理番号
56	8						(断簡「組頭 彦三郎、名主 金四郎、他5名」の名のみ記入あり)	(常十 丑四十七才、組合 藤七、直衛門、源作、百姓代 利衛門、他2名)		切紙	1	84 8
56	9				5	26	覚(金8両、年貢受取書)	大曾根弥一郎㊟	札村 金四郎殿	切紙	1	84 9
56	10				11	5	覚(亥年貢受取書 皆済)	大曾根弥一郎㊟	札村 金四郎殿	切紙	1	84 10
56	11				11	6	覚(年貢皆済受取書)	大曾根弥一郎㊟	札村 金四郎殿	切紙	1	84 11
56	12		丑		12	23	覚(米25俵・味噌樽2本、年貢受取書)	大曾根弥一郎㊟	札村 金四郎殿	切紙	1	84 12
56	13		亥		10		書下ヶ之事(金90両、内金23両1分出金、この度正孝院様御葬式入用、その他御門、御屋根替御修復、御衣類代共出金致すべきにつき、返済は御養子取極めの節、御土産金を以て致したく)	御地頭 用所㊟	常州鹿島郡 札村 名主 組頭中	縦紙	1	84 13
56	14		丑		12	20	覚(年貢受取書 米15俵につき)	大曾根弥一郎㊟	札村 金四郎殿	切紙	1	84 14
57	慶応 1	1865	丑				覚(金銭計算書)			切紙	1	226
58	慶応 2	1866	丙寅		3	吉	真木請取帳			横帳	1	4
59	慶応 2	1866	寅		1		(包紙)	名主見習 金太郎		切紙	1	149 1
59	慶応 2	1866	寅		1		差上申御受取書之事	札村 名主見習 金太郎㊟	御地頭所様御内 大曾根弥一郎様	切継紙	1	149 2
59	3						(米・味噌、金銭覚書)			折紙	1	149 3
59	慶応 2	1866	寅		4		差上申御受取書之事(下書 名主金四郎倅金太郎、名主見習の件につき)	札村 組頭 彦兵衛、名主 金四郎	御地頭所御内 大曾根弥一郎様	切紙	1	149 4
59	慶応 2	1866	寅		1		差上申御受取書之事(下書 札村名主金四郎倅金太郎、名主見習の件につき)	札村 名主見習 金太郎	御地頭所様御内 大曾根弥一郎様	切紙	1	149 5
60	慶応 2	1866	寅		1		春季奉公人證文之事(金8両定、右者此度入用差支、貴殿方へ1季奉公相定候、8両は、その間の保障金につき)	奉公人 安之助㊟、請人 源蔵㊟、同忠左衛門	村 弥五左衛門殿	縦紙	1	136

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	整理番号
61	慶応2	1866	丙寅		2	16	間宮様御組用 諸色通(切手・あられ・茶等日用品の付通帳カ)	銭屋 長三郎	御名主 金四郎様	横半帳	1	101
62	慶応2	1866	寅		2		売渡申田地證文之事(年貢上納に差詰り、金1両2分に、3ヶ年に相定め、田地売渡申につき)	売主 市蔵㊦、請人 忠左衛門㊦、組頭 彦三郎	村 平四郎殿	縦紙	1	114
63	慶応2	1866	寅		8		村高家数書上帳 常州鹿島郡 札村	札村 月番 金四郎㊦		縦帳	1	38
64	慶応2	1866	寅		8		村高書上帳(写)	常州鹿島郡 札村		縦帳	1	39
65	1		寅		2		丑年分 間宮組高掛り	月番 名主 和三郎		切紙	1	138 1
65	2	慶応2	寅		11	8	寅大割引請	月番 名主 五郎右衛門	御名主 和三郎様	切継紙	1	138 2
65	3	慶応2	寅		11	7	寅大割引請覚	月番 名主 五郎右衛門	御名主 金四郎様	切継紙	1	138 3
66	慶応3	1867	卯		2		次書證文之事(金2両、受取候につき)	札村 惣助㊦	荒地村 七郎左衛門殿	切紙	1	158
67	1	慶応3	卯		3		請取袋 間宮			単票	1	172 1
67	2						麻疹心得并薬			切継紙	1	172 2
67	3		戌		2	26	(尋人参ル件につき)			切紙	1	172 3
68	1	慶応3	卯		3	吉	諸入用調帳(諸経費支払明細)	間宮組惣代 源兵衛、利右衛門、八之丞、清七		横帳	1	10 1
68	2		卯		1	21	覚(酒代等 金銭明細につき)			切紙	1	10 2
69	慶応3	1867	卯		8		入置申年延一札之事(雛形)	右畑出作人一、組合請人一、	—	縦紙	1	150
70	慶応4	1868	辰		1	14	济口書写控(御相給の田地、扱人連印济口証文差上申候につき)	当御知行分常州鹿島郡札村 元名主 金四郎、角南富太郎知行所 百姓 与三郎、同 知行所分 組頭 扱人 仁兵衛、他4名	間宮音次郎様御内 大曾根 弥市郎様	縦帳	1	19

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	整理番号
71	明治 1	1868	巳		10	10	上(常陸国鹿島郡汲上村組合札村、幸重相統一件につき)	右村 兼庄屋 源左衛門	宮谷縣 御役所様	縦帳	1	48
72 1	明治 1	1868			11	13	口上(当月11日、水府御家来菅谷甚一郎様御調之儀、寅次郎一件につき控)			竪紙	1	82 1
72 2	明治 1)	1868			12	12	覚(寅次郎口上につき)			切紙	1	82 2
73	明治 1	1868	辰		11		覚(金2分、問屋永上納金領収書)	月番 組頭 芳兵衛㊟	弥五左衛門殿	切紙	1	67
74	明治 1	1868	戊辰		11		五百野進退年限覚 田畑所持外外江相渡覚 御引方願書写 田畑成永納願書写 役給米御下願書写	(常州鹿島郡札村)	柴子文平様 御役所	縦帳	1	104
75 1	明治 1	1868	辰		11		御年貢判取帳(年貢米皆済領収書綴)	名主 源左衛門㊟、名主 清七㊟、戸長 門井源左衛門㊟他	飯島弥五左衛門殿	横半帳	3	109 1
75 1 1			巳		1		覚(畑方夫銭受取につき)	名主 伝右衛門㊟	弥五左衛門殿	切紙	1	109 1 1
75 1 2	明治 4	1871	辛未		9	13	記(租税受取控)	飯島弥五左衛門		切紙	1	109 1 2
76	明治 1	1868	辰		12		相渡申田地證文之事(年貢上納に差詰るにつき田地入質、分米2石4斗目、代金11両受取につき)	売主 喜兵衛㊟、受人 彦三郎㊟	荒地村 五平治殿	竪紙	1	59
77	明治 2	1869	午		3		入置申増金證文之事(字わしのす半分、此増金3両也、樋に受取申候につき)	札村 田地主 又右衛門㊟、請人 与助㊟	荒地村 五平治殿	切紙	1	60
78	明治 2	1869	巳		10	19	濟口願(常州鹿島郡札村、奉差上濟口證文、百姓幸重一件につき)	右村 幸重後見 願人 長吉㊟、相続人 幸十㊟、相手 和平㊟、同 五郎右衛門㊟、同 弥五左衛門㊟、他3名	宮谷縣 御役所様	縦帳	1	49
79	明治 3	1870	午		1		借用申金子證文之事	島会村 借用人 濟次郎㊟、請人 茂平次㊟	於下村 惣五郎殿	竪紙	1	134
80 1	明治 3	1870	午		2		入質田地式金證文之事	札村 田地主 弥左衛門㊟	差金 茂兵衛殿	切紙	1	58 1
80 2	明治 3	1870	午		2		小作受證文之事(田地1ヶ所6反田、請作米4俵、請作加判證文につき)	小作人 茂兵衛、札村 引受人 弥五左衛門	札村 弥左衛門殿	切紙	1	58 2
81	明治 3	1870	午		7	26	覚(金4両、安福寺方江御用立金受取)	新左衛門㊟	弥五左衛門様 幸内様	切紙	1	245
82	明治 3	1870	午		10	15	破船入用調帳(宝銭花留五郎船、昼4ツ時難破につき)			横帳	1	8

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	整理番号
83	明治 3	1870	午		12		借用申證文之事(米1俵、邑方鎮守松王大神一件入用につき)	借用人 八兵衛㊦、重郎右衛門㊦、與市㊦	村 弥五左衛門殿	竪紙	1	122
84	明治 4	1871	未		2		覚(田地増金受取書)	札村 惣助㊦	阿らぢ村 七郎左衛門様	切紙	1	77
85	明治 4	1871	辛未		12	18	記(金2両15文受取 末川岸場運上金につき)	庄屋 門井源左衛門㊦	飯島弥五左衛門殿	切紙	1	267
86	明治 6	1873			1	17	(田地売買に関する太政官布告写)	中山新治縣参事 大木新治縣権参事		竪紙	1	203
87	明治 6	1873			7	30	記(上沢村菅谷吉次左衛門殿分年貢受取につき)	札村 門井源左衛門㊦	飯島弥五左衛門殿	切紙	1	211
88 1	明治10	1877			10		記(村関係 書類作成の雛形)	鹿島郡札村 村長 何ノ誰	口等廻口 白井直澄	単票	1	98 1
88 2	明治 8)	1875			11	30	記(村関係 書類作成の雛形「村地引帳・絵図面共、今に落成相成兼日延願いたく」)	右村 戸長一	副戸長 八井源左衛門殿	単票	1	98 2
88 3			子		4	7	送り状之事(縣筭200枚、積送り候につき)	塙村 定右衛門㊦	札村 問屋 弥五左衛門殿	切紙	1	98 3
88 4	明治 6	1873			10	26	(賞金授与通知 写)	新治裁判所 検事局	門井源左衛門	単票	1	98 4
88 5	明治 8	1875			8		請籍証(控 河野留五郎、門井定吉方へ婿養子入につき)	鹿島郡札村 副戸長	行方郡帆津倉村 正副戸長 御中	単票	1	98 5
88 6	明治 7	1874			8		(届書控 菅谷忠右衛門弟・周之助御届申候一件につき)	右周之助兄 菅谷忠右衛門、右村 副戸長 飯島弥五左衛門、同 同 與平次、他1名	新治縣権令 中山信安殿	単票	1	98 6
88 7	明治 6	1873			11	16	(芝居興行届 興行日変更につき 下書)	副戸長一	副戸長 門井源左衛門殿	単票	1	98 7
89	明治 6	1873	酉		11		興行願 鹿島郡札村(芝居興行致したく)	右村 願人 小島幸助、副戸長 香取和平、同 飯島弥五左衛門、同 飯島与平治	中山新治縣参事殿 大木新治縣権参事殿	縦帳	1	44
90 1							包紙(「奉公人請証書通 中根利八殿」とあり)			切紙	1	56 1
90 2	明治 6	1868			12		奉公人請状之事(金4円50銭、奉公人中根利八前金受取につき)	右 中根利八㊦、請人・飯島中左衛門㊦、同・札庄左衛門㊦	飯島弥五左衛門殿	単票	1	56 2
90 3	明治 8	1868			1	2	奉公人請状証(金4円90銭、1ヶ月5日相定、前金受取御奉公につき)	奉公人中根利八 倅 同直吉㊦、請人	村内 飯島弥五左衛門殿	単票	1	56 3

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	整理番号
91	1	明治 6	1873			12	奉願候地券状之事(札村字金砂下、質地3畝21歩、規則御達しあるにつき、證文書替)	右 地主 藤崎甚衛門㊦、鹿島郡大蔵村 金主・大内伴衛門㊦		単票	1	97 1
91	2	明治 6	1873			12	奉願候地券状之事(札村字とふ、不作下田質地1畝5歩、規則御達し有に付證文書替)	右地主 札常吉㊦、鹿島郡上沢村 金主 菅谷五右衛門㊦		単票	1	97 2
91	3	明治 6	1873			12	奉願候地券状之事(札村字富田町中田1反3畝、3ヶ年季を以て地券状御返し下された)	門井与市左衛門㊦		単票	1	97 3
91	4	明治 6	1873			12	奉願候地券状之事(札村字根古田、質地5畝20歩、規則御達し有に付證文書替)	右地主 札常吉㊦、鹿島郡上沢村 金主・小野良衛門		単票	1	97 4
91	5	明治 7	1874			1	新規雛形一(「差上申證文之事」の書き方)	常陸国鹿島郡札村 金主 何之誰	新治縣参事 中山信安殿 新治縣権参事・大木良房殿	単票	1	97 5
91	6						新規二(質地取引之儀についての書式控)	常陸国鹿島郡 戸長 門井源左衛門、 副長 飯島弥五左衛門		単票	1	97 6
92	1	明治 6	1873			12	相渡申年季質地證文之事(下書 札村之内下畑 代金15円也)	常陸国鹿島郡札村 地主 斎藤又左衛門、請人 小島新衛門	常陸国鹿島郡中居村 風間善衛門殿	縦紙	1	62 1
92	2	明治 6	1873			12	相渡申年季質地證文之事(札村之内 上田9畝7分、質地代金14円也)	常陸国鹿島郡札村 地主 門井芳太郎㊦、請人 藤崎茂平次㊦	常陸国鹿島郡上沢村 菅谷半七殿	縦紙	1	62 2
93	1	明治 7	1874			1	入置申小作請證文之事(下書)	小作人 金次郎、飯島弥五左衛門	札村田地主 小嶋伊左衛門殿	切紙	1	57 1
93	2	明治 7	1874			1	入置小作證文之事	札村 田地主 小嶋伊左衛門、請人 飯島弥五左衛門	阿らじ村 金次郎殿	切紙	1	57 2
94		明治 7	1874			7 2	(送籍状之事等綴)			綴	5	24
94	1	明治 7	1874			11 23	送籍状之事(沼田三五郎札村除籍、東京府へ送籍につき)	右村戸長欠員ニ付 副戸長 飯島弥五左衛門	東京府管轄 第六大区五小区 正副戸長御中	切紙	1	24 1
94	2						寄留証券(下書 農稼中札村へ寄留致した)	右村戸長	新治縣管轄 同国鹿島郡札村 正副戸長中	単票	1	24 2
94	3	明治 8	1875			1 29	全戸寄留之証(下書)	鹿島郡札村 副戸長 飯島弥五左衛門	武井釜村 正副戸長御中	切紙	1	24 3
94	4	明治 8	1875			3	送籍状之事(門井あさ、返籍につき)	右村 副戸長 飯島弥五左衛門	行方郡山田村 正副戸長御中	切紙	1	24 4
94	5	明治 7	1874			7 2	入籍証(小堀熊吉、当村へ編籍致した)	右村 副戸長 飯島弥五左衛門㊦	二重作村 正副戸長御中	切紙	1	24 5

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	整理番号
95	1	明治 9	1876		6	30	(感謝状、学校保護金5円寄附につき)	茨城県	鹿島郡札村 飯島弥五左衛門	単票	1	64 1
95	2	明治 7	1874		7	19	證(学資寄付金領収書)	新治縣権令 中山信安㊦	鹿島郡札村 飯島弥五左衛門、納人副区長 門井源左衛門	切紙	1	64 2
96		明治 7	1874		8	26	布第三百四號県庁第三百三十五號(徴兵に関する陸軍卿山県有朋の達について)	(新治県庁)		縦帳	1	46
97		明治 7	1874		8		二十四歳ヨ 二十六歳迄免役者御届簿(札村、徴兵免役者名寄)	右熊吉養父 勢子豊蔵㊦、右伝作父 尾島市兵衛㊦、右清花父 菊川五郎兵衛㊦、他10名	新治縣権令 中山信安殿	縦帳	1	108
98		明治 7	1874		8		(徴兵検査届 小沼清助免役願たき儀につき)	右雇主 副区長 鹿島郡札村門井源左衛門、副戸長 飯島弥五左衛門	新治縣権令 中山信安殿	仮綴	1	106
99		明治 7	1874		8		(解答書下書、徴兵検査該当者への御達に対する解答)	右村 副戸長 飯島弥五左衛門	新治権令	単票	1	107
100		明治 7	1874		10	11	借用申金子證文之事(金2円、借用書)	借用人 副戸長 飯島与平次㊦、同 菅谷和平㊦	邨 飯島弥五左衛門殿	単票	1	79
101		明治 7	1874		10	16	大縄場 御検見願合願(御検見入之儀につき願合願度)	(鹿島郡札村)右村役人惣代 副戸長 飯島弥五左衛門	新治縣権令 中山信安殿	縦帳	1	22
102		明治 8	1875		3		(証書類綴)			綴	11	52
102	1	明治 8	1875		1	23	書入記(金5円、質地書入につき)	地主 山口宗吉 金主 門井惣口		切紙	1	52 1
102	2	明治 8	1875		7	26	雇人請証(控)	右 菊川五郎兵衛〇、受人 助藤口吉〇	志崎村 北山八左衛門殿	切紙	1	52 2
102	3	明治 8	1875		11	22	(常陸国鹿島郡札村之内田畑質入、質地代金書付書)	(飯島弥五左衛門)		切紙	1	52 3
102	4	明治 8	1875		12	27	年季書入(札村之内、田地・宅地借入に関して)			切紙	1	52 4
102	5						書入證文雛形			切紙	1	52 5
102	6	明治 8	1875		3		譲渡申家縣式金之証(実子なきに付養子に、居家・居屋舖・田畑残らず譲渡につき)	小島金蔵、立入人 沼田惣助、組合 沼田徳蔵	養子 成田安蔵殿	切紙	1	52 6
102	7	明治 9)	1876		1	16	書入證(田地年季質入覚)			切紙	1	52 7

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	整理番号
102	8	明治9)	1876		4	26	(金銭覚書、菊川五郎兵衛二女す以、春季奉公済 金8円50銭につき)	志崎村 葛谷茂右衛門		豎紙	1	52 8
102	9	明治9	1876		1	18	送籍証(葛谷辰治郎養子に差遣すにつき)	札村 副戸長 飯島弥五左衛門	同縣管下行方郡潮来村 正副戸長御中	切紙	1	52 9
102	10	明治9	1876		6	23	受籍証(7月1日請籍 門井芳太郎)	新治郡下稲吉村 三番地居住 小林以ん口		切紙	1	52 10
102	11	明治9	1876		7	13	年季書入(金9円 田質地年季につき)	地主 小島和吉 金主 平山口之助		切紙	1	52 11
103		明治8	1875		2		明治八年二月分 現在原籍調(札村内出生・入籍・送籍等戸籍調及び職分從事調)	常陸国鹿島郡札村 副戸長 飯島与平次, 同 菅谷和平㊦		縦帳	1	110
104		明治8	1875		11	19	記(金1円10銭受取 明治7年学資集積金につき)	副戸長 門井源左衛門㊦	飯島弥五左衛門殿	切紙	1	266
105		明治8	1875		11	20	難破船乗組人諸費用調書	陸前国牡鹿郡 石巻港門脇邨 追分彦兵衛船 子金丸船長 横山増吉㊦, 常陸国鹿嶋郡 上沢邨 農惣代 菅谷与兵衛㊦, 他3名		縦帳	1	14
106		明治8	1875		11		口書(難破一件始末記)			縦帳	1	17
107		明治8	1875		11		保安救助并ニ番人足賃調	宮城県管下 陸前国牡鹿郡門脇村 近江彦兵衛持船 安全丸沖船頭正司 浅吉代理 船長・横山増吉㊦, 他5名		縦帳	1	27
108		明治8	1875		11		私有物請取証(漂着陸揚げ物受取候につき)	宮城県管下 陸前国門脇村 近江彦兵衛船 安全丸船長 横山増吉 本年四十七才十ヶ月, 同国同郡同村 大原常吉 本年四十三才, 他4名	茨城県管下 常陸国鹿島郡 上沢村 戸長 菅谷佐次殿 副戸長 菅谷濟次郎殿	縦帳	1	18
109		明治8	1875		11		浦役人兼務日数并諸費用調書	第十二大区七小区 鹿島郡上沢村 農惣代 菅谷與平㊦, 副戸長 菅谷濟次郎㊦, 戸長 菅谷作次㊦	茨城県権令中山信安殿	縦帳	1	45
110		明治9	1876		2		明治九年一月ヨリ同十二月迄控 国民軍加除調(鹿島郡札村)	右村 副戸長 飯島弥五左衛門		縦帳	1	42
111		明治9)	1876		3		国民軍加除調(明治9年3~12月迄 鹿島郡札村)	右村 副戸長 飯島弥五左衛門㊦㊦		縦帳	1	43
112	1	明治9	1876		7	8	奉差上御届ヶ書之事 鹿島郡阿玉村 札村(まぐさ刈約定一件につき)	阿玉村 副戸長 戸島政右衛門, 札村 副戸長 飯島弥五左衛門	茨城県縣令 中山信安殿	豎紙	1	83 1
112	2						為取替申約定証(下書 五百山まぐさ刈一件につき)			便箋	1	83 2

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	整理番号
112	3	明治9	1876		7	8	為取替申約定書之写(雛形)	阿玉村 副戸長 戸島政右衛門、札村 副戸長 飯島弥五左衛門	茨城県権令 中山信安殿	縦紙	1	83 3
112	4						為取替約定之証(下書 五百山まぐさ刈一件につき)			縦紙	1	83 4
112	5						(為取替約定書断簡)			切紙	1	83 5
112	6						為取替申約定書之事(五百山入会地まぐさ刈り一件 につき)			切紙	1	83 6
112	7	1	明治9	1876		5	為取替申約定書之事(五百山まぐさ刈りの件、今般地 租改正につき連印約定如件)	阿玉村 惣代 中根六右衛門 ^印 、同 高野忠次右衛門 ^印 、同 戸島儀左衛 門 ^印 、他7名	札村 正副戸長 農惣代御 中	単票	2	83 7 1
112	7	2	明治9	1876		5	為取替申約定書之事(五百山まぐさ刈りの件、今般地 租改正につき連印約定如件)	札村 惣代 門井與一、同 沼田徳蔵、 農惣代 小島伊衛門、他7名	阿玉村 正副戸長 農惣代 御中	単票	1	83 7 2
112	8						(こより「字五百山為取替并済口書差上写」とあり)			単票	1	83 8
112	9						(かみひも「字五百山書面巻纏」とあり)			単票	1	83 9
113	1	明治11	1878		10	20	地租金上納証(領収書 金88銭 第2期)	村長 飯島由兵衛 ^印	飯島弥五左衛門 ^印	単票	1	99 1
113	2	明治12	1879		1	3	地租金上納証(領収書 金2円29銭4厘)	飯島由兵工 ^印	飯島弥五左衛門	単票	1	99 2
113	3	明治11	1878		4	23	証(領収書 金7円59銭7厘)	札村 村長 ^印	飯島弥五左衛門殿	単票	1	99 3
113	4	明治11	1878		3	21	証(領収書 金11円39銭6厘)	札村 村長 ^印	飯島弥五左衛門殿	単票	1	99 4
113	5	明治11	1878		3	21	証(領収書 金10円27銭6厘)	札村 村長 ^印	飯島弥五左衛門殿	単票	1	99 5
113	6	明治11	1878		8	26	記(領収書 金1円84銭5厘)	札村 村長 ^印	飯島弥五左衛門殿	単票	1	99 6
113	7	明治11	1878		7	5	記(領収書 金2円25銭2厘)	札村 村長 ^印	飯島弥五左衛門殿	切紙	1	99 7
113	8	明治11	1878		7	13	記(領収書 金35銭 村税)	札村 村長 ^印	飯島弥五左衛門殿	切紙	1	99 8

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	整理番号
113 9	明治11)	1878			7	13	記(領収書 金35銭 村税)	札村 村長印	山口字口殿	切紙	1	99 9
113 10	明治11)	1878			10	3	記(領収書 金口円4銭1厘 民費)	札村 村長印	汲上村 小沼得衛殿	切紙	1	99 10
113 11	明治 9)	1876			8		明治九年貢金二十分一(領収書写 金4円19銭9厘)	扱所	飯島弥五左衛門殿	切紙	1	99 11
113 12	明治 9	1876					明治九年貢金二期一納割付(領収書写 金35円79銭)	村 扱所	飯島弥五左衛門殿	切紙	1	99 12
113 13	明治16	1883			12	3	明治十六年度第三期地方税地租割(領収書 金4銭3厘)	印(飯島吉左衛門)	飯島弥五左衛門	単票	1	99 13
113 14	明治16	1883			12	3	明治十六年度第二期地租金(領収書 金11銭7厘)	印(飯島吉左衛門)	飯島弥五左衛門	単票	1	99 14
113 15	明治16	1883			12	3	明治十六年度地券証(領収書 金6銭)	印(飯島吉左衛門)	飯島弥五左衛門	単票	1	99 15
113 16	明治17	1884			3	28	明治十四年分山林雑地税追納(領収書 金10銭5厘)	印(鹿島郡汲上村 飯島村 上沢村戸長 役場印)	飯島弥五左衛門	単票	1	99 16
113 17	明治11)	1878			1	20	割賦(領収書 金×15円48銭8厘 学資金等)	第十二大区七小区 事務扱所印	札村 飯島弥五左衛門	単票	1	99 17
113 18	明治17	1884			3	18	明治十六年辰半期地租割(領収書 金2銭1厘)	印(飯島吉左衛門)	飯島弥五左衛門	単票	1	99 18
113 19	明治11	1878			8	1	割賦(領収書 金35銭2厘)	第十二大区七小区 事務扱所印	札村 飯島弥五左衛門	単票	1	99 19
113 20	明治11	1878			8	5	割賦(領収書 金18円99銭4厘)	第十二大区七小区 事務扱所印	札村 飯島弥五左衛門	単票	1	99 20
113 21	明治11	1878			3	15	割賦(領収書 金11円39銭6厘)	第十二大区七小区 事務扱所印	札村 飯島弥五左衛門	単票	1	99 21
113 22	明治11	1878			4	11	割賦(領収書 金7円59銭7厘)	第十二大区七小区 事務扱所印	札村 飯島弥五左衛門	単票	1	99 22
113 23	明治10	1877			11	27	割賦(領収書 金55銭7厘)	第十二大区七小区 事務扱所印	札村 飯島弥五左衛門	単票	1	99 23
113 24	明治10	1877			12	28	割賦(領収書 金68銭4厘)	第十二大区七小区 事務扱所印	札村 飯島弥五左衛門	単票	1	99 24

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	整理番号
113	25	明治11	1878		3	7	割賦(領収書 金1円27銭6厘)	第十二大区七小区 事務扱所㊦	札村 飯島弥五左衛門	単票	1	99 25
113	26	明治11	1878		5	23	割賦(領収書 金66銭2厘)	第十二大区七小区 事務扱所㊦	札村 飯島弥五左衛門	単票	1	99 26
113	27	明治11	1878		5	22	割賦(領収書 金1円49銭)	第十二大区七小区 事務扱所㊦	札村 飯島弥五左衛門	単票	1	99 27
113	28	明治11	1878		8	5	割賦(領収書 金1円49銭)	第十二大区七小区 事務扱所㊦	札村 飯島弥五左衛門	単票	1	99 28
113	29	明治11	1878		1	11	割賦(金9円85銭8厘 村長手元へ上納の事通知)	札村 村長	札村 飯島弥五左衛門	単票	1	99 29
113	30	明治12	1879		1	15	割賦(金8円66銭5厘 村長手元へ上納の事通知)	第十二大区七小区 事務扱所	札村 飯島弥五左衛門	単票	1	99 30
113	31	明治)			2	7	割賦(金35銭 村長手元へ上納の事通知)	第十二大区七小区 事務扱所	札村 飯島弥五左衛門	単票	1	99 31
113	32	明治12)	1879		4	23	記(領収書 金5円89銭6厘)	人民総代 尾島市兵衛㊦	飯島弥五左衛門殿	切紙	1	99 32
113	33	明治12)	1879		3	27	記(領収書 金8円84銭3厘)	人民総代 尾島市兵衛㊦	飯島弥五左衛門殿	切紙	1	99 33
113	34	明治12)	1879		9	28	記(領収書 金×15円58銭4厘)	札 旧村長 飯島由兵衛㊦	飯島弥五左衛門殿	切紙	1	99 34
113	35	明治12)	1879		2	25	記(領収書 金45銭)	旧村長 飯島由兵衛㊦	飯島弥五左衛門殿	切紙	1	99 35
113	36	明治12)	1879		3	25	十一年第五期(金8円84銭3厘 納税領収)	戸長役場㊦	札村 飯島弥五左衛門	切紙	1	99 36
113	37	明治12)	1879		4	20	十一年第六期(金5円89銭6厘 納税領収)	戸長役場㊦	札村 飯島弥五左衛門	切紙	1	99 37
113	38	明治)			5	11	十二年割賦(金×2円31銭5厘 上納領収)	戸長役場㊦	札村 飯島弥五左衛門	切紙	1	99 38
113	39	明治)			7	7	割賦(金×45銭 上納領収)	戸長役場㊦ 人民総代 沼田徳蔵㊦	札村 飯島弥五左衛門	切紙	1	99 39
113	40	明治12)	1879		8	5	割賦(領収書 金×1円76銭1厘)	戸長役場㊦ 人民総代 沼田徳蔵㊦	札村 飯島弥五左衛門	切紙	1	99 40

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	整理番号
113 41	明治12	1879			11	30	明治十三年地租第三期税(領收書 金13円8錢8厘)	印(鹿島郡戸長役場印)	飯島弥五左衛門	単票	1	99 41
113 42	明治12	1879			10	22	明治十二年地租地方税(領收書 金×2円93錢5厘)	印(鹿島郡戸長役場印)	飯島弥五左衛門	単票	1	99 42
113 43	明治12	1879			10	22	明治十二年地方營業税(領收書 金15錢)	印(鹿島郡戸長役場印)	飯島弥五左衛門	単票	1	99 43
113 44	明治13	1880			1	5	明治十三年舟税(領收書 金10錢)	印(鹿島郡戸長役場印)	飯島弥五左衛門	単票	1	99 44
113 45	明治13	1880			1	18	明治十二年地租第四期税 村費(領收書 金×19円43錢7厘)	印(鹿島郡戸長役場印)	飯島弥五左衛門	単票	1	99 45
113 46	明治13	1880			2	15	明治十二年税(領收書 金×2円5錢3厘 札村分)	印(鹿島郡戸長役場印)	飯島弥五左衛門	単票	1	99 46
113 47	明治13	1880			3	22	明治十二年税(領收書 金×10円7錢2厘 札村分)	印(鹿島郡戸長役場印)	飯島弥五左衛門	単票	1	99 47
113 48	明治13	1880			3	22	明治 年新券税(金6円49錢4厘 領收)	印(鹿島郡戸長役場印)	飯島弥五左衛門	単票	1	99 48
113 49	明治13	1880			4	20	明治十二年第六期税(領收書 金5円89錢6厘 札村分)	印(鹿島郡戸長役場印)	飯島弥五左衛門	単票	1	99 49
113 50	明治13	1880			8	25	明治十三年地租地方税(領收書 金×2円96錢4厘)	印(鹿島郡戸長役場印)	飯島弥五左衛門	単票	1	99 50
113 51	明治13	1880			10	15	明治十三年地租第二期税(領收書 金1円81錢3厘)	印(鹿島郡戸長役場印)	飯島弥五左衛門	単票	1	99 51
113 52	明治13	1880			12	2	明治十三年地租第三期税(領收書 金1円58錢8厘)	印(鹿島郡戸長役場印)	飯島弥五左衛門	単票	1	99 52
113 53	明治14	1881			1	20	明治十三年度税(領收書 金×24円54錢7厘)	印(鹿島郡戸長役場印)	飯島弥五左衛門	単票	1	99 53
113 54	明治14	1881			3	16	明治十三年度第五期税(領收書 金8円84錢3厘 札村分)	印(鹿島郡戸長役場印)	飯島弥五左衛門	単票	1	99 54
113 55	明治14	1881			4	10	明治十三年分税(領收書 金×6円26錢)	印(鹿島郡戸長役場印)	飯島弥五左衛門	単票	1	99 55
113 56	明治14	1881			7	15	明治十四年地方 畑一期税(領收書 金×4円55錢2厘)	印(鹿島郡戸長役場印)	飯島弥五左衛門	単票	1	99 56

目録番号		年号	西曆	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	整理番号		
113	57	明治14	1881			10	5	明治十四年地租第二期税(領收書 金×3円46銭8厘)	印(鹿島郡戸長役場印)	飯島弥五左衛門	単票	1	99	57	
113	58	明治14	1881			11	20	明治十四年地租第三期税(領收書 金×21円10銭8厘)	印(鹿島郡戸長役場印)	飯島弥五左衛門	単票	1	99	58	
113	59	明治15	1882			8	5	明治十五年地租地方第一期税(領收書 金×6円15銭2厘)	印(鹿島郡戸長役場印)	飯島弥五左衛門	単票	1	99	59	
113	60	明治15	1882			2	3	明治十四年地租第四期 地方第二期税(領收書 金×19円61銭2厘)	印(鹿島郡戸長役場印)	飯島弥五左衛門	単票	1	99	60	
113	61	明治)						明治十五年分税(領收書 金×19円85銭4厘)	印(鹿島郡戸長役場印)	飯島弥五左衛門	単票	1	99	61	
113	62	明治15	1882			11	20	明治十五年地租第三期税(領收書 金×20円9銭7厘)	印(鹿島郡戸長役場印)	飯島弥五左衛門	単票	1	99	62	
113	63	明治15	1882			10	5	明治十五年地租第二期税(領收書 金1円87銭9厘)	印(鹿島郡戸長役場印)	飯島弥五左衛門	単票	1	99	63	
113	64	明治16	1883			7	18	明治 年地租税(領收書 金1円87銭9厘)	印(鹿島郡戸長役場印)	飯島弥五左衛門	単票	1	99	64	
113	65	明治16	1883			10	5	明治十六年地租第二期税(領收書 金1円87銭9厘)	印(鹿島郡戸長役場印)	飯島弥五左衛門	単票	1	99	65	
113	66	1 明治16	1883			11	20	明治十六年地租第三期税(領收書 金×18円52銭8厘)	印(鹿島郡戸長役場印)	飯島弥五左衛門	単票	1	99	66	1
113	66	2 明治16	1883			11	20	▼明治十六年税(領收書 金×4円2銭2厘 村費等)	印(鹿島郡戸長役場印)	飯島弥五左衛門	単票	1	99	66	2
113	67	明治16	1883			7	16	明治十六年度国税(領收書 金15銭 舟税等)	印(鹿島郡戸長役場印)	飯島弥五左衛門	単票	1	99	67	
113	68	明治16	1883			7	15	明治十六年度地方税(領收書 金×1円10銭)	印(鹿島郡戸長役場印)	飯島弥五左衛門	単票	1	99	68	
113	69	明治16	1883			6	10	明治十六年度地方戸数一期税(領收書 金×3円30銭3厘)	印(鹿島郡戸長役場印)	飯島弥五左衛門	単票	1	99	69	
113	70	明治17	1884			10	20	明治十六年度税(領收書 金73銭1厘)	印(鹿島郡戸長役場印)	飯島弥五左衛門	単票	1	99	70	
113	71	明治17	1884			9	22	明治十七年度地租第二期税(領收書 金1円87銭9厘)	印(鹿島郡戸長役場印)	飯島弥五左衛門	単票	1	99	71	

目録番号	年号	西曆	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	整理番号
113 72	明治17	1884			11	20	明治十七年度地租税(領收書 金14円73銭9厘)	印(鹿島郡戸長役場印)	飯島弥五左衛門	単票	1	99 72
113 73	明治17	1884			11	20	明治十七年度税(領收書 金5銭 役場費第一期)	印(鹿島郡戸長役場印)	飯島弥五左衛門	単票	1	99 73
113 74	明治17	1884			12	1	明治十七年度地方第二期税(領收書 金2円29銭3厘)	印(鹿島郡戸長役場印)	飯島弥五左衛門	単票	1	99 74
113 75	明治17	1884			11	28	明治十七年度税(領收書 金3円52銭3厘 協議費)	印(鹿島郡戸長役場印)	飯島弥五左衛門	単票	1	99 75
113 76	明治17	1884			2	18	明治十七年度税(領收書 金22銭5厘 地方税第二期)	印(鹿島郡戸長役場印)	飯島弥五左衛門	単票	1	99 76
113 77	明治17	1884			3	5	明治十六年度地租第四期田税(領收書 金14円73銭9厘)	印(鹿島郡戸長役場印)	飯島弥五左衛門	単票	1	99 77
113 78	明治17	1884			1	20	明治十六年度税(領收書 金1円)	印(鹿島郡戸長役場印)	飯島弥五左衛門	単票	1	99 78
114 79	明治15	1882			7	22	明治十五年第二期船税(領收書 金10銭)	印(鹿島郡戸長役場印)	飯島弥五左衛門	単票	1	99 79
113 80	明治15	1882			1	25	明治十五年前半船税(領收書 金10銭)	印(鹿島郡戸長役場印)	飯島弥五左衛門	単票	1	99 80
113 81	明治14	1881			7	20	明治十四年船税地方一期(領收書 金5銭)	印(鹿島郡戸長役場印)	飯島弥五左衛門	単票	1	99 81
113 82	明治13	1880			10	15	明治十三年船地方第一期税(領收書 金5銭)	印(鹿島郡戸長役場印)	飯島弥五左衛門	単票	1	99 82
113 83	明治13	1880			7	18	明治十三年度舟税(領收書 金10銭)	印(鹿島郡戸長役場印)	飯島弥五左衛門	単票	1	99 83
113 84	明治17	1884			10	5	明治十七年度地租第二期税(領收書 金11銭7厘)	印(鹿島郡戸長役場印)	飯島弥五左衛門	単票	1	99 84
113 85	明治17	1884			10	20	明治十七年度公儲金(領收書 金5厘 上得村分 札村)	汲上村外四ヶ村聯合 戸長役場印(鹿島郡戸長役場印)	飯島弥五左衛門	単票	1	99 85
113 86	明治16	1883			6	15	明治十五年度營業追加税(領收書 金1円)	印(鹿島郡戸長役場印)	飯島弥五左衛門	単票	1	99 86
113 87	明治17	1884			2	12	明治十六年度税(領收書 金22銭5厘 地方税第二期 戸数)	印(鹿島郡戸長役場印)	飯島以子	単票	1	99 87

目録番号	年号	西曆	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	整理番号
113 88	明治13)	1880			4	21	記(領收書 金5円89銭6厘 12年度地租)	飯島由兵衛印	札村 飯島弥五左衛門殿	切紙	1	99 88
113 89	明治17)	1884			10	26	(領收書 金2銭9厘 協議費)	飯島弥五左衛門		切紙	1	99 89
113 90	明治12)	1879		旧	8	23	集金人受取証(金10円 12年度初会 飯島弥五左衛門)	義社印		切紙	1	99 90
113 91	明治12	1879			9	28	明治十二年学業地方税第一期(領收書 金15銭)	印(鹿島郡戸長役場印)	飯島弥五左衛門	単票	1	99 91
113 92	明治15	1882			4	15	明治十四年学業地方税第二期(領收書 金×1円7銭5厘)	印(鹿島郡戸長役場印)	飯島弥五左衛門	単票	1	99 92
113 93	明治17	1884			7	28	明治十七年度地方税(領收書 金×20銭5厘 戸数割第一期16年度追加)	印(鹿島郡戸長役場印)	札村 飯島以左	単票	1	99 93
113 94	明治17	1884			8	10	明治十七年度地租第一期税(領收書 金1円87銭9厘)	印(鹿島郡戸長役場印)	札村 飯島弥五左衛門	単票	1	99 94
113 95	明治17	1884			7	20	明治十七年度地方第一期税(領收書 金1円)	印(鹿島郡戸長役場印)	札村 飯島弥五左衛門	単票	1	99 95
113 96	明治17	1884			7	28	明治十七年度地方税(領收書 金×20銭5厘 戸数割追加)	印(鹿島郡戸長役場印)	札村 飯島弥五左衛門	単票	1	99 96
113 97	明治18	1885			10	20	明治十八年度地租割第二期税(領收書 金×3円40銭 戸数)	印(鹿島郡戸長役場印)	札村 飯島弥五左衛門	単票	1	99 97
113 98	明治18	1885			10	20	明治十八年度学業税第二期(領收書 金75銭 回漕)	印(鹿島郡戸長役場印)	札村 飯島弥五左衛門	単票	1	99 98
113 99	明治18	1885			10	20	明治十八年度税(領收書 金16銭 地方戸数二期)	印(鹿島郡戸長役場印)	札村 飯島以左	単票	1	99 99
113 100	明治18	1885			10	15	明治十八年度公儲金(領收書 金44銭5厘)	印(鹿島郡戸長役場印)	札村 飯島弥五左衛門	単票	1	99 100
113 101	明治18	1885			7	4	明治十八年度税(領收書 金×23銭5厘 地方税戸数第一期他)	印(鹿島郡戸長役場印)	札村 飯島以左	単票	1	99 101
113 102	明治18	1885			7	6	明治十八年度地方第一期税(領收書 金75銭 回漕)	印(鹿島郡戸長役場印)	札村 飯島弥五左衛門	単票	1	99 102
113 103	明治18	1885			7	24	明治十八年度地方第一期税(領收書 金1円87銭9厘)	印(鹿島郡戸長役場印)	札村 飯島弥五左衛門	単票	1	99 103

目録番号	年号	西曆	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	整理番号
113 104	明治18	1885			7	4	明治十八年度税(領收書 金×23錢5厘 地方戸数第一期他)	印(鹿島郡戸長役場印)	札村 飯島弥五左衛門	単票	1	99 104
113 105	明治18	1885			1	15	明治十七年度口口税(領收書 金1円 第二期)	印(鹿島郡戸長役場印)	札村 飯島弥五左衛門	単票	1	99 105
113 106	明治18	1885			1	15	明治十七年度地方税(領收書 金19錢5厘 第二期 戸数)	印(鹿島郡戸長役場印)	札村 飯島弥五左衛門	単票	1	99 106
113 107	明治18	1885			10	15	明治十七年度地方税(領收書 金19錢5厘 第二期 戸数)	印(鹿島郡戸長役場印)	札村 飯島以そ	単票	1	99 107
113 108	明治18	1885			2	20	明治十七年度田税(領收書 金14円73錢9厘 第四期)	印(鹿島郡戸長役場印)	札村 飯島弥五左衛門	単票	1	99 108
113 109	明治18	1885			2	20	明治十七年度税(領收書 金5錢 第二期 役場費 戸数割)	印(鹿島郡戸長役場印)	飯島いそ	単票	1	99 109
113 110	明治18	1885			2	20	明治十七年度税(領收書 金60錢8厘 第二期 役場費 戸数割)	印(鹿島郡戸長役場印)	札村 飯島弥五左衛門	単票	1	99 110
113 111	明治18	1885			9	20	(領收書 金1円87錢9厘)	印(鹿島郡戸長役場印)	札村 飯島弥五左衛門	単票	1	99 111
113 112	明治18	1885			11	20	明治十八年度田租第三期税(領收書 金36錢9厘)	印(鹿島郡戸長役場印)	札村 飯島弥五左衛門	単票	1	99 112
113 113	明治18	1885			6	5	明治十七年度教育費 後半期税(領收書 金×2円69錢8厘 地租割 戸数割 營業割)	印(鹿島郡戸長役場印)	札村 飯島弥五左衛門	単票	1	99 113
113 114	明治18	1885			6	5	明治十八年度第一期地租割税(領收書 金2円28錢)	印(鹿島郡戸長役場印)	札村 飯島弥五左衛門	単票	1	99 114
113 115	明治18	1885			6	5	明治十七年度教育費 後半期税(領收書 金7錢5厘 戸数割)	印(鹿島郡戸長役場印)	飯島いそ	単票	1	99 115
113 116	明治18	1885			1	15	明治十七年度役場費(領收書 金1錢5厘)	汲上村外四ヶ村聯合 戸長役場印(鹿島郡戸長役場印)	札村 飯島弥五左衛門	単票	1	99 116
113 117	明治17	1884			12	5	明治十七年度地租割第二期(領收書 金1錢6厘)	汲上村外四ヶ村聯合 戸長役場印(鹿島郡戸長役場印)	札村 飯島弥五左衛門	単票	1	99 117
113 118	明治18	1885			3	19	明治十三年度山林追納(領收書 金5錢6厘 九年分)	汲上村外四ヶ村聯合 戸長役場印(鹿島郡戸長役場印)	札村 飯島弥五左衛門	単票	1	99 118
113 119	明治18	1885			7	21	明治十八年度山租第一期(領收書 金11錢7厘)	汲上村外四ヶ村聯合 戸長役場印(鹿島郡戸長役場印)	札村 飯島弥五左衛門	単票	1	99 119

目録番号	年号	西曆	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	整理番号
113 120	明治18	1885			6	9	明治十八年度地租割第一期(領收書 金1錢6厘)	汲上村外四ヶ村聯合 戸長役場印(鹿島郡戸長役場印)	札村 飯島弥五左衛門	単票	1	99 120
113 121	明治18	1885			6	9	明治十八年度地租割第一期(領收書 金1錢6厘)	汲上村外四ヶ村聯合 戸長役場印(鹿島郡戸長役場印)	札村 飯島弥五左衛門	単票	1	99 121
113 122	明治18	1885			10	25	明治十八年度地方税第二期地租割(領收書 金1錢6厘)	汲上村外四ヶ村聯合 戸長役場印(鹿島郡戸長役場印)	札村 飯島弥五左衛門	単票	1	99 122
113 123	明治18	1885			10	18	明治十八年度公儲金(領收書 金4厘)	汲上村外四ヶ村聯合 戸長役場印(鹿島郡戸長役場印)	札村 飯島弥五左衛門	単票	1	99 123
113 124	明治18	1885			9	15	明治十八年度山租(領收書 金11錢7厘 上沢村分)	汲上村外四ヶ村聯合 戸長役場印(鹿島郡戸長役場印)	札村 飯島弥五左衛門	単票	1	99 124
113 125	明治18	1885			3	20	明治十七年度地方税(領收書 金15錢 戸数割追加)	印(鹿島郡戸長役場印)	札村 飯島イソ	単票	1	99 125
113 126	明治18	1885			3	20	明治十七年度地方税(領收書 金15錢 戸数割追加)	印(鹿島郡戸長役場印)	札村 飯島弥五左衛門	単票	1	99 126
113 127	明治19	1886			10	23	(領收書 金1円13錢1厘 札村分 十九年度畑租第一期)	戸長 門井源左衛門印	飯島弥五左衛門殿	単票	1	99 127
113 128	明治19	1886			10	23	(領收書 金68錢2厘 札村分 十九年度宅地租第二期)	戸長 門井源左衛門印	飯島弥五左衛門殿	単票	1	99 128
113 129	明治19	1886			10	23	(領收書 金6錢6厘 札村分 十九年度山林租第二期)	戸長 門井源左衛門印	飯島弥五左衛門殿	単票	1	99 129
113 130	明治19	1886			10	23	(領收書 金95錢 回漕店 第十二期)	戸長 門井源左衛門印	鹿島郡札村 飯島弥五左衛門	単票	1	99 130
113 131	明治19	1886			10	23	(領收書 金22錢 戸数割 二期)	戸長 門井源左衛門印	鹿島郡札村 飯島弥五左衛門	単票	1	99 131
113 132	明治19	1886			10	23	(領收書 金73錢 十九年度 公儲金)	戸長 門井源左衛門印	鹿島郡札村 飯島弥五左衛門	単票	1	99 132
113 133	明治						(領收書 金7円36錢8厘 十九年度六期 田税)	戸長 門井源左衛門, 飯島芳兵衛印	飯島弥五左衛門殿	単票	1	99 133
113 134	明治19	1886			8	25	(領收書 金6錢5厘 十九年度一期 山林租)	戸長 門井源左衛門印	飯島弥五左衛門殿	単票	1	99 134
113 135	明治19	1886			8	25	(領收書 金68錢2厘 十九年度一期 宅地租 札村分)	戸長 門井源左衛門印	飯島弥五左衛門殿	単票	1	99 135

目録番号	年号	西曆	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	整理番号
113 136	明治19	1886			8	25	(領収書 金1円13銭1厘 十九年度一期 畑租)	戸長 門井源左衛門印	飯島弥五左衛門殿	単票	1	99 136
113 137	明治19	1886			8	25	(領収書 金3円15銭7厘 十九年度二期 地方税地租割)	鹿島郡札村外七ヶ村 戸長 門井源左衛門印	鹿島郡札村 飯島弥五左衛門	単票	1	99 137
113 138	明治19	1886			1	15	明治十八年度教育 役場費第一期(領収書 金×1円95銭9厘 地租割 回漕税割)	印(鹿島郡戸長役場印)	札村 飯島弥五左衛門	単票	1	99 138
113 139	明治19	1886			1	15	明治十八年度税(領収書 金3円19銭1厘 協議費)	印(鹿島郡戸長役場印)	札村 飯島弥五左衛門	単票	1	99 139
113 140	明治18	1885			12	20	明治十八年度田租第四期税(領収書 金7円36銭9厘)	印(鹿島郡戸長役場印)	札村 飯島弥五左衛門	単票	1	99 140
113 141	明治19	1886			2	8	(領収書 金2銭2厘 十九年度一期 地方税地租割)	汲上村外四ヶ村 戸長, 書記 鈴木口行	札村 飯島弥五左衛門	単票	1	99 141
113 142	明治19	1886			3	14	(領収書 金3銭1厘 十八年度 役場費)	汲上村外四ヶ村 戸長 清宮忠次郎印	札村 飯島弥五左衛門	単票	1	99 142
113 143	明治19	1886			4	12	(領収書 金24銭3厘 山林原野延納金)	汲上村外四ヶ村 戸長, 書記 鈴木口行印	札村 飯島弥五左衛門	単票	1	99 143
113 144	明治19	1886			4	11	(領収書 金5銭6厘 山林原野延納金)	汲上村外四ヶ村 戸長, 書記 鈴木口行印	札村 飯島弥五左衛門	単票	1	99 144
113 145	明治19	1886					(領収書 金22銭 地方税戸数割 一期)	鹿島郡札村外七ヶ村 戸長 飯島芳兵衛印	札村 飯島以曾	単票	1	99 145
113 146	明治19	1886					(領収書 金22銭 地方税戸数割 一期)	鹿島郡札村外七ヶ村 戸長 飯島芳兵衛印	札村 飯島弥五左衛門印	単票	1	99 146
113 147	明治19	1886					(領収書 金7円37銭1厘 十八年度六期)	鹿島郡札村外七ヶ村 戸長 飯島芳兵衛印	札村 飯島弥五左衛門印	単票	1	99 147
113 148	明治19	1886			8	20	(領収書 金2銭2厘 十九年度地方税二期 地租割)	鹿島郡汲上村外四ヶ村 戸長 清宮忠次郎印	札村 飯島弥五左衛門	単票	1	99 148
113 149	明治19	1886			7	20	明治十九年度地押費・地租割(領収書 金1銭6厘 上沢村分)	汲上村外四ヶ村聯合 戸長役場印(鹿島郡戸長役場印)	札村 飯島弥五左衛門	単票	1	99 149
113 150	明治19	1886			8	22	(領収書 金11銭7厘 第一期山租 上沢村分)	戸長代り 書記 飯島弥吉印	飯島弥五左衛門殿	単票	1	99 150
113 151	明治19	1886			10	21	(領収書 金×1銭6厘 十九年度第一期 聯合費等)	鹿島郡汲上村外四ヶ村 戸長 清宮忠次郎印	札村 飯島弥五左衛門	単票	1	99 151

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	整理番号
113 152	明治19	1886			10	24	(領收書 金×16匁 十九年度 教育費等)	鹿島郡汲上村外四ヶ村 戸長 清宮忠次郎印	札村 飯島弥五左衛門	単票	1	99 152
113 153	明治19	1886			10	22	(領收書 金11錢7匁 十九年度第二期 山地租)	戸長 清宮忠次郎印	札村 飯島弥五左衛門殿	単票	1	99 153
113 154	明治19	1886			10	24	(領收書 金5匁 十九年度 公儲金)	鹿島郡汲上村外四ヶ村 戸長 清宮忠次郎印	札村 飯島弥五左衛門	単票	1	99 154
113 155	明治)				10	28	仮証(領收書 金22錢 戸数割 二期)	戸長役場印(鹿島郡戸長役場印)	札村 飯島以曾	単票	1	99 155
113 156	明治19	1886			10	1	(納入通知書・領收書 金22錢 十九年度二期 戸数割)	鹿島郡札村外七ヶ村 戸長役場印	札村 飯島以曾	単票	1	99 156
113 157	明治19	1886			11	30	(領收書 金1円87錢4匁 十九年度二期 役場費)	鹿島郡札村外七ヶ村 戸長 門井源左衛門印	飯島弥五左衛門	単票	1	99 157
113 158	明治19	1886			11	30	(領收書 金6錢5匁 十九年度二期 役場費)	鹿島郡札村外七ヶ村 戸長 門井源左衛門印	札村 飯島以曾	単票	1	99 158
113 159	明治19	1886			11	30	(領收書 金7円37錢 十九年度三期 田税)	戸長 門井源左衛門印	飯島弥五左衛門殿	単票	1	99 159
113 160	明治19	1886			3	20	山林重賦一時税(領收書 金53錢7匁)	印(鹿島郡戸長役場印)	札村 飯島弥五左衛門	単票	1	99 160
113 161	明治19	1886					(領收書 金7円36錢9匁 十八年度五期 田租)	鹿島郡札村外七ヶ村 戸長 飯島芳兵衛印	札村 飯島弥五左衛門	単票	1	99 161
113 162	明治19	1886					(領收書 金3円15錢7匁 十九年度一期 地租割等)	鹿島郡札村外七ヶ村 戸長 飯島芳兵衛印	札村 飯島弥五左衛門	単票	1	99 162
113 163	明治19	1886			3	1	明治十八年度地教育・役場費税第二期(領收書 金7錢5匁 戸数割)	印(鹿島郡戸長役場印)	飯島以曾	単票	1	99 163
113 164	明治19	1886			3	1	明治十八年度地教育・役場費税第二期(領收書 金1円98錢6匁 地租戸数割)	印(鹿島郡戸長役場印)	飯島弥五左衛門	単票	1	99 164
113 165	明治19	1886			1	12	(領收書 金2錢1匁 十八年度 地租割等)	汲上村戸長役場印	飯島弥五左衛門	単票	1	99 165
113 166	明治20	1887			3	13	(領收書 金×3錢6匁 二十年度 地租割等)	鹿島郡汲上村外四ヶ村 戸長 書記 飯島長兵衛印	鹿島郡上沢村 飯島弥五左衛門	単票	1	99 166
113 167	明治19	1886			11	13	(領收書 金2錢 十八年度 聯合費等)	鹿島郡汲上村外四ヶ村 戸長 書記 小沼正一印	札村 飯島弥五左衛門	単票	1	99 167

目録番号	年号	西曆	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	整理番号
113 168	明治19	1886			7	6	(領収書 金×6錢5厘 十九年度 役場費等)	鹿島郡札村外七ヶ村 戸長 門井源左衛門印	札村 飯島以子	単票	1	99 168
113 169	明治19	1886			7	6	(領収書 金45錢5厘 役場費等その他)	鹿島郡札村外七ヶ村 戸長 門井源左衛門印	札村 飯島弥五左衛門	単票	1	99 169
113 170	明治19	1886					(領収書 金95錢 回漕店一期)	鹿島郡札村外七ヶ村 戸長 門井源左衛門印	札村 飯島弥五左衛門	単票	1	99 170
113 171	明治20	1887			3	13	(領収書 金3円14錢5厘 二十年度一期 地租割)	鹿島郡札村外七ヶ村 戸長 門井源左衛門印	札村 飯島弥五左衛門	単票	1	99 171
113 172	明治20	1887			3	13	(領収書 金3円37錢 十九年度 村費)	鹿島郡札村外七ヶ村 戸長 門井源左衛門印	札村 飯島弥五左衛門	単票	1	99 172
113 173	明治20	1887			3	13	(領収書 金7円37錢 十九年度第五期 田税)	戸長 門井源左衛門印	飯島弥五左衛門殿	単票	1	99 173
113 174	明治						(領収書 金1円 十九年度第一期 商業税)	鹿島郡札村外七ヶ村 戸長 尾島傳作印	札村 飯島弥五左衛門	単票	1	99 174
113 175	明治						(領収書 金20錢 二十年度一期 戸数割)	鹿島郡札村外七ヶ村 戸長 尾島傳作印	札村 飯島弥五左衛門	単票	1	99 175
113 176	明治						(領収書 金20錢 二十年度一期 戸数割)	鹿島郡札村外七ヶ村 戸長 尾島傳作印	札村 飯島イソ	単票	1	99 176
113 177	明治20	1887			1	15	(領収書 金7円37錢 十九年度四期 田税)	戸長 門井源左衛門印	飯島弥五左衛門殿	単票	1	99 177
113 178	明治20	1887			1	15	(領収書 金72錢 地押調査費内割)	鹿島郡札村外七ヶ村 戸長 門井源左衛門印	札村 飯島弥五左衛門	単票	1	99 178
114 1	明治10	1877					明治五年ヨリ同九年マテ 五ヶ年間村費取調書	鹿島郡札村 書記 □島□□□, 副戸長 飯島弥五左衛門	茨城県権令 野村維章殿	縦帳	1	21 1
114 2	明治10	1877			5		民費取調(明治9年1月1日~12月31日まで)	鹿島郡札村 右人民総代 飯島由兵衛印, 副戸長 飯島弥五左衛門印		縦帳	1	21 2
114 3	明治9	1876					丙子村費割立簿(年間村費予算につき)			横帳	1	21 3
114 4	明治9	1876					明治九年村費地券費仕訳(村費予算割当配分につき)			横帳	1	21 4
115	明治10	1877			1	1	てひかえ草 記(日常の覚書と金銭貸借覚)	いし満		横半帳	1	40

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	整理番号	
116	明治10	1877			2	26	(送籍願等綴)			綴	16	29	
116	1	明治10	1877		2	26	送籍願(私妻すいと離縁致したく)	右 小嶋藤右衛門㊦, 親類 菖谷兵蔵 ㊦, 同 小嶋作右衛門㊦	副戸長 飯島弥五左衛門殿	縦帳	1	29	1
116	2	明治10	1877		5	30	(送籍願 私二男源太郎を折原清次郎方へ養子に差遣したく)	右 山口清左衛門㊦, 副戸長 飯島弥五左衛門	七小区 扱所御中	切紙	1	29	2
116	3	明治10	1877		4	7	送籍願控(私二男、宮内孝蔵方へむこ養子に差遣度く)	右 小島利三郎㊦, 副戸長 飯島弥五左衛門	七小区 御扱所御中	縦帳	1	29	3
116	4	明治10	1877		4	10	寄留移籍願(治右衛門并妻とよ、下総国坂手村へ移籍致したく)	右 野中儀右衛門㊦	副戸長 飯島弥五左衛門殿	縦帳	1	29	4
116	5	明治10	1877		4	4	(移籍届 私養子和吉、離縁につき、成田一郎方へ移籍願たく)	右願人 小島金蔵㊦, 組合 沼田徳蔵 ㊦	副戸長 飯島弥五左衛門殿	切紙	1	29	5
116	6	明治10	1877		5	5	(送籍願 私長女みの、佐々木平四郎妻に差し遣したく)	右願人 札巳之助㊦, 札常吉㊦	副戸長 飯島弥五左衛門殿	切紙	1	29	6
116	7	明治10	1877		5	8	(送籍願 私二女いの、大川太左衛門妻に差遣したく)	右願人 平山長兵衛㊦	副戸長 飯島弥五左衛門殿	切紙	1	29	7
116	8	明治10	1877		5	17	(送籍願 私長女やえ、代々城長吉孫市太郎妻に差遣わしたく)	右願人 中根兵吉㊦	副戸長 飯島弥五左衛門殿	切紙	1	29	8
116	9	明治10	1877		5		(送籍願 私弟源太郎、折原清次方養子に差遣わしたく)	右 山口清衛門㊦	副戸長 飯島弥五左衛門殿	切紙	1	29	9
116	10	明治10	1877		7	10	(送籍願 私次女つた、松本都祢へ養女に差遣わしたく)	右 佐藤角十㊦	副戸長 飯島弥五左衛門殿	切紙	1	29	10
116	11	明治10	1877		8	14	(送籍願 私母つる、石井九平親類へ縁故を以て送籍願たく)	右 佐藤角十㊦	副戸長 飯島弥五左衛門殿	切紙	1	29	11
116	12	明治10	1877		9	22	(送籍願 私次男三次郎、高田善兵衛方へむこ養子に差遣わしたく)	右 札藤助㊦	副戸長 飯島弥五左衛門殿	切紙	1	29	12
116	13	明治10	1877		9	28	(送籍願 私長女はつ、口口佐助妻に差遣わしたく)	右 斎藤孫七㊦	副戸長 飯島弥五左衛門殿	切紙	1	29	13
116	14	明治10	1877		11	30	寄留入籍願(森作栄太郎、札村小学校入学につき)	鹿島郡札村六十三番地 門井要助㊦	村長 飯島弥五左衛門殿	切紙	1	29	14
116	15	明治10	1877		11	30	(帰籍願 私同居久保平左衛門家族一同、今般帰籍仕りたく)	右 札庄左衛門㊦		切紙	1	29	15

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	整理番号	
116	16	明治11	1877		1	14	(送籍願 私二女りの、塙浜吉長男孫太郎妻に差遣わしたく)	右 札兼吉㊦	村長 飯島弥五左衛門殿	切紙	1	29 16	
117		明治10	1877		3	11	借入金証(下書 金1円20銭借用仕候につき)	札村 借用人 川井定吉, 組合 請人	飯島弥五左衛門殿	切紙	1	81	
118		明治10	1877		4	14	(村社願書上写等綴)			綴	3	36	
118	1	明治10	1877		4	14	村社願書上写(松尾社を以て村社に定められたく)	右村人民総代 副戸長 飯島弥五左衛門, 戸長 戸島政右衛門	茨城県権令 野村維景殿	縦帳	1	36 1	
118	2	明治10	1877		4	14	曳社并藁宮腐敗社控(八幡神社・神宮神社は松尾社境内へ曳社候、白幡・今鹿島・皇産霊・稻荷の四社は、藁宮近来腐敗につき御届申したく)	右村副戸長 飯島弥五左衛門, 戸長 戸島政右衛門	茨城県権令 野村維景殿	縦帳	1	36 2	
118	3	明治10	1877		7	29	村社願書上写(松尾社を村社に列せられたく)	鹿島郡札村 小前惣代 小島新右衛門, 門井与一, 札庄左衛門, 副戸長 飯島弥五左衛門, 受託神官 村上忠敬, 他3名	茨城県権令 野村岳章殿	縦帳	1	36 3	
119		明治10	1877		10	21	診断書(控 菅谷與助健康診断書)	鹿島郡阿玉村 医師 山口宗仙印		縦帳	1	30	
120		明治10	1877		11	25	全戸寄留御届控 第十二大区七小区 鹿島郡大蔵村 札村	右村 村長 下河辺左衛門, 札村 村長 飯島弥五左衛門	七小区 事務口口御中	縦帳	1	31	
121		明治10	1877				寄留表控(嘉永3年から明治10年迄 札村への寄留者名)	常陸国鹿島郡 札村		縦帳	1	54	
122		明治13	1880	辰	旧	1	21	記(支払金覚)			切紙	1	279
123		明治13	1880		5	13	高釜権右衛門山(1番~14番迄材木切出し細目カ)			縦帳	1	50	
124		明治)			旧	3		口添(証書借用仕りたく)	松屋左衛門	飯島弥五左衛門様	切紙	1	229
125		明治)			9	11	(書状 相場の仕切、斗らい下さるべく)	上沢村 又右衛門	札村 飯島弥五左衛門様 貴下	切紙	1	95	
126		明治)			旧	11	30	記(金73銭3厘、手間代4人分勘定書)	沼田半七	菊川丑松様	切紙	1	251
127		明治)					奉願候地券状之事(書式の雛形)			縦帳	1	20	

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	整理番号
128	明治)						委任状(下書 水戸区裁判所出頭之件、代理を委任するにつき)	鹿島郡札村 副戸長 飯島弥五左衛門		切紙	1	141
129	明治)						乍恐以趣意書奉申上候(下書)	右村 趣意人 元名主 弥五左衛門、什長 仁兵衛	宮谷縣 御政所様	豎紙	1	153
130	1	明治)					(地租改正の土地反別調書)			折紙	1	280 1
130	2						(興行に関する掟書、下書)			折紙	1	280 3
130	3		午		10	15	(船関係、送り状写の一部)	立会改 庄屋 源左衛門、問屋 弥五左衛門、同 吉田屋 清助、他2名		折紙	1	280 4
130	4				6	11	(金銭覚書一部)			折紙	1	280 5
130	5						覚(金銭覚書)			横帳	1	280 6
130	6		亥		4	15	(干鰯売渡覚の一部)			横帳	1	280 7
130	7		亥		4	15	(干鰯売渡覚の一部)			横帳	1	280 8
131			子		1	2	覚(金11両、年貢受取につき)	御地頭所内 佐藤五郎、田中忠吾	札村 名主 金四郎殿	切継紙	1	244
132	1						(包紙 札村名主金四郎宛、地頭所内大曾根弥一郎書状を包む)			切紙	1	90 1
132	2				1	9	(書状 年頭出府の節は、田地水帳持参の事)	大曾根弥一郎	札村 金四郎殿	切紙	1	90 2
133			亥		1	11	覚(年貢米等受取につき)	御地頭所内 田中忠吾、佐藤五郎	札村 名主 金四郎殿	切継紙	1	235
134			辰		1	11	覚(金6両4分、受取につき)	久保内 荒川内記 [㊦]	持参 金四郎殿	切紙	1	181
135			辰		1	12	覚(金728文、領収書)	名主 五郎衛門 [㊦]	弥五左衛門殿	切紙	1	72
136					1	14	覚(廻状一通受取書)	阿五 名主 直右衛門 [㊦]	札村 御役人中様	切紙	1	160

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	整理番号
137			丑		1	14	覚(飛脚賃金・宿泊代金支払請求書)	立原村 役人㊟	札村 御役人中様	切紙	1	164
138			丑		1	15	覚(廻状受取書)	平伊衛門㊟	札村 清左衛門様	切紙	1	165
139			子		1	17	差申御請書之事(控 亥ノ年貢未皆済の件につき)	御知行所 鹿島郡札村 名主 金四郎	御地頭様御内 佐藤五郎様	竪紙	1	192
140	1		丑		1	19	書状(浮浪の賊一件につき、役人出張を願いたく)	詰合 大小惣代、寄場 役人	札村 御役人衆中	切継紙	1	166 1
140	2		丑		1		(書付を以奉申上候、常十暴行致し、捕押さえ吟味中につき)	組頭 彦三郎		切継紙	1	166 2
141			丑		1	24	おほ以(小笠原角三郎様御役所よりの御廻状一通受取につき)	阿玉村 役人㊟	札村 御役人衆中様	切紙	1	167
142			戌		1	29	覚(上納米受取につき)	間宮音次郎様御内 小嶋米蔵㊟	札村 名主 金四郎殿	竪紙	1	224
143			亥		1		申渡之覚(上納米の吟味の件につき)	御地頭 用所㊟	札村 名主 組頭江	切継紙	1	189
144			子		1		覚(亥年、年貢米受取につき)	御地頭所内 佐藤五郎	札村 名主 金四郎殿	切紙	1	191
145			子		1		覚(年貢金受取につき)	御地頭所内 佐藤五郎	札村 名主 金四郎殿	切紙	1	187
146					2	10	覚(米10俵受取につき)	大曾根弥一郎㊟	札村 金四郎殿	切紙	1	225
147					2	16	(書状 天保6未年中、立替金一件につき)	飯島八之丞 門井又蔵	飯島金四郎様	切継紙	1	178
148	1				2	18	口上(干鯛3俵、小高村忠七殿へ御渡下さるべく)	高釜 茂衛門	札村 弥五左衛門殿	切紙	1	162 1
148	2						覚(干鯛4俵 受取書)	高釜 茂衛門	弥五左衛門様	切紙	1	162 2
149			亥		2	18	(書状 年貢上納皆済請求につき)	御地頭所内 佐藤五郎、田中忠吾	札村 名主 金四郎殿	切継紙	1	243
150					2	20	覚(佐原村・与兵衛殿、村・茂平次殿等上納金関係)			切継紙	1	256

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	整理番号
151			寅		2	20	覚(米10俵、御村方水野様・御組頭勇七様へお渡下されたく)	大蔵村 名主 七左衛門㊦	札村 飯島弥五左衛門様	切紙	1	130
152	1		子		2	23	覚(玄米・炭等受取につき)	宮城尊蔵内 加藤篤郎㊦		切紙	1	241 1
152	2				2	22	覚(米30俵受取につき)	上総屋 信衛㊦	古川村 六左衛門様	切紙	1	241 2
152	3		子		2	23	覚(水野様納、札御蔵米20俵受取につき)	久保や 藤左衛門㊦	吉川六左衛門御内 さ衣屋 清左衛門様	切紙	1	241 3
153			寅		2	30	(書状 上納金等につき)	御地頭所内 山下貢	名主 金四郎殿	切継紙	1	236
154	1						(包紙「川岸屋より出役之節 書出シ」とあり)			切紙	1	227 4
154	2				3	2	覚(入用金内訳)	河岸屋与市	飯島弥五左衛門様	切継紙	1	227 1
154	3		寅		4	2	覚(入用金覚書)	門井幸内	飯島弥五左衛門様	折紙	1	227 2
154	4		寅		11		覚(金銭覚書、組用)	のこや 清七	組用	切紙	1	227 3
155			寅		3	4	覚(荷物引渡通知)	上澤村 曾五内記㊦	伊の塙川岸 問屋 伊左衛門殿、 札川岸 飯島弥五左衛門殿	切継紙	1	217
156			巳		3	4	(年貢催促状)	宮谷縣 役所	村村役人中	竪紙	1	128
157			辰		3	5	覚(金12両2分、年貢受取につき)	地頭所内 井坂孫右衛門	名主 金四郎殿	切紙	1	182
158	1						(包紙「江戸亀清分仕切手形入 手形入」とあり)			切紙	1	201 1
158	2				3	13	覚(仕切手形につき)	亀屋清兵衛㊦	飯島弥五左衛門様	切継紙	1	201 2
158	3				3	13	仕切(米・小豆等仕切書)	亀屋清兵衛㊦	飯島弥五左衛門様	切継紙	1	201 3
159					3	14	(書状 船運賃支払の件につき)	梶山幸左衛門	札村 飯島弥五左衛門様	切紙	1	271

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	整理番号
160			子		3	17	覚(亥御年貢受取書)	村 金五郎手付 矢口波平㊦		切紙	1	144
161	1						(包紙「札村 金四郎殿、大曾根弥一郎」とあり)			切紙	1	89 1
161	2		丑		8	27	(書状 今般、飛脚仰付けられるにつき、1里200文で、27里分御渡し下さるべく)	平野屋幸助㊦	常州鹿島郡 札村 御役人 衆中様	縦紙	1	89 2
161	3				3	21	(書状 薪・炭買入れの件につき)	大曾根弥一郎	札村 金四郎殿	切継紙	1	89 3
161	4				8	21	(書状 御飯米未着の件につき、急飛脚を以って申達候につき)	大曾根弥一郎	札村 金四郎殿	切継紙	1	89 4
162					3	21	(届書 無届に万吉より依頼の品を、万左衛門元伴が買入れ候につき)	御取締役出役 原戸一郎	札村 役人中	切紙	1	133
163	1				12	4	覚(10月28日～11月6日、村組付買の請求カ)	銭屋 利三郎	間宮様御組用分 御名主金 四郎様	切継紙	1	230 1
163	2		辰		3	22	覚(銭9貫400文、御組用・村用引受分之内受取につ き)	銭屋 利三郎㊦	金四郎様	切紙	1	230 2
163	3		卯		4		覚(金8両508文、受取につき)	銭屋 利三郎	御名主 金四郎様	切継紙	1	230 3
163	4				11	22	覚(1両226文、不足につき)	銭屋利三郎	飯島弥五左衛門様	切紙	1	230 4
163	5		寅		12		覚(村用御引受分・御組用の明細につき)	銭屋 利三郎	御名主 金四郎様	切継紙	1	230 5
164			子		4	1	覚(望月彦一郎様より封状1通受取につき)	阿玉村 自口口㊦	札村 御役人中様	切紙	1	209
165	1						(包紙「廻状」とあり)			切紙	1	197 1
165	2		午		4	3	廻状(川岸問屋仲間集會開催についての連絡)	井ノ塙川岸 問屋 伊右衛門㊦、札川岸 問屋 弥五左衛門㊦、同川岸 問屋 惣 吉㊦	石津川岸 問屋 伝右衛門 様、同川岸 問屋 治右衛門 様、他18名	切継紙	1	197 2
166			子		4	8	覚(亥年年貢残分、上納金受取につき)	間宮晟十郎内佐藤五郎	札村 名主 金四郎殿	切紙	1	194
167	1						(包紙)			切紙	1	242

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	整理番号
167	2				5	10	(書状 先達申達候金子、早々可納事、又可有出府事等につき)	大曾根弥一郎	札村 金四郎殿	切紙	1	242 1
167	3				4	11	(書状 別紙申入候公賦金、相納可申候につき)			切紙	1	242 2
168			子		4	15	借入金一札之事(金5両上納金差支につき)	借用人札村 源右衛門, 同 与次郎, 受人 弥五左衛門	梶山村 作右衛門殿	切継紙	1	214
169	1						(包紙)			切紙	1	207
169	2				4	29	(書状 当屋敷知行所札村返納金の件につき)	間宮晟十郎内 鞆野源吾	角兵衛殿 御報	切継紙	1	207 1
169	3				2	5	(書状 届書の通り、出府有るべき事)	地頭所内 鞆野源吾	札村 名主 金四郎殿	切紙	1	207 2
169	4		酉		10	16	覚(米12俵請取につき)	地頭所内 小嶋米蔵㊦	札村 名主 金四郎殿	竪紙	1	207 3
169	5		酉		10	19	覚(米17俵受取につき)	小川俊介㊦	松戸村 庄兵衛様	切継紙	1	207 4
169	6		亥		7	1	覚(金3両、年貢受取につき)	御地頭所内 佐藤五郎, 田中忠五郎	札村 名主 金四郎殿	切継紙	1	207 5
169	7		辰		2		覚(越石催促につき)	用所㊦	札村 役人 百性中江	切継紙	1	207 6
169	8		辰		2	24	(水野采女様分、越石未納の件につき地頭所達)	御地頭所内 井坂孫右衛門	名主 金四郎殿	切継紙	1	207 7
169	9		辰		12	6	(書状 当月掛金之内、金5両受取候、更に当月分餅米等、早く積送候事につき)	御地頭所内 鞆野源吾	札村名主 金四郎殿	切継紙	1	207 8
169	10		申		6	3	覚(手形1枚受取につき)	二重作村 役人㊦	札村 御役人衆中様	切紙	1	207 9
169	11		庚申		3	16	覚(金1両2分、寄進入金皆納につき)	古浦陀山 世話人㊦	飯島弥五左衛門殿	竪紙	1	207 10
169	12		辰		12	6	覚(金5両、上納金受取につき)	地頭所内 鞆野源吾㊦	常州 鹿島郡札村 名主 金四郎殿	切紙	1	207 11
169	13		未		5	1	覚(金5両、去年の不納分 金5両、郡代納金之内受取につき)	地頭所内 鞆野源吾	札村 名主 金四郎殿	切紙	1	207 12

目録番号	年号	西曆	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	整理番号
170			午		4	26	覚(運上金受取書)	庄屋 源左衛門㊦	問屋 弥五左衛門殿	切紙	1	75
171			未		4	27	(書状 御隠居様御死去に付き、金子御調達の上、急ぎ出府願いたく)	地頭所内 鶴野源吾	常州鹿島郡 札村 名主 金四郎殿	切継紙	1	94
172					4	29	口添(年貢米渡請求につき)	源左衛門	弥五左衛門様	切紙	1	228
173			午		4		入置申一札之事(干鯛俵紛失の件につき)	二階屋栄助	札かし 問屋弥五左衛門様	切紙	1	156
174			卯		4		覚(稗18俵、粟3俵、問屋弥五左衛門方へ預け置分を丁子屋武兵衛方へ相渡したく)	油屋新蔵	月番 御役人衆中様	切継紙	1	68
175					5	5	(書状 不足の利子分の銀子御渡しの件につき)	曾五	札村 飯島様(飯島弥五左衛門様)	切継紙	1	93
176					5	6	記(壬申、川岸場運上等受取につき)	戸長 門井源左衛門㊦	飯島弥五左衛門殿	切紙	1	159
177					5	16	(年貢未納督促状)	大曾根弥一郎	札村 金四郎殿	切継紙	1	85
178					5	22	(出役日延達申につき)	地頭所内 平井亀之丞㊦	札村 役人中	切継紙	1	204
179			巳		5	26	覚(御城米無滞、御蔵納につき、引請證文返申一札)	名主 源左衛門㊦	積問屋 弥五左衛門殿、船主 與市殿	切紙	1	210
180					6	7	(書状 年貢の件 御養子の件につき)	地頭所内 鶴野源吾	札村 名主 金四郎殿	切継紙	1	180
181			戊		6	17	記(銭預証)	札村 飯島弥五左衛門	下荒地村 山喜栄三郎殿	切紙	1	71
182					6	20	(書状 仕切金御渡しの件につき)	福田屋 善次郎	飯島弥五左衛門	切継紙	1	171
183	1		寅		6		仕切(寅6月16日ㄨ、札村藤五郎船分につき)	小嶋忠左衛門㊦	飯島弥五左衛門殿 御口藤五郎殿	切継紙	1	154 1
183	2				7		賣し切(与吉船分計算書)	□□孫右衛門㊦	いい嶋弥五左衛門殿	切継紙	1	154 2
184			卯		6		売仕切(林蔵船分16俵、口銭等差引、ㄨ746文相渡候につき)	小嶋忠左衛門㊦	高谷主水殿 御代 林蔵殿	継紙	1	115

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	整理番号
185			卯		6		売仕切(林蔵船米18俵につき)	小島忠左衛門㊦	高釜小左衛門殿 御口林蔵殿	切継紙	1	118
186					7	3	(書状 御貸付金、利納一件につき)	地頭所内 鶴野源吾	札村 名主 金四郎殿	切継紙	1	246
187					7	5	覚(大麦・干鰯仕切につき)			横帳	1	277
188					7	12	口上(所々払方入用に付、金子3錢御渡し下されたく)	土井 大河庄之介	飯島傳蔵様	切紙	1	66
189					7	21	(貢租船荷米覚 間宮様、宮城様、角南様、久保様、水野様等分)			横帳	1	269
190	1		壬申		7	21	覚(年貢受取につき)	戸長 門井源左衛門印	組塚 銀七殿	切紙	1	213 1
190	2		壬申		7	21	覚(年貢受取につき)	戸長 門井源左衛門印	阿玉村 栄助殿	切紙	1	213 2
191	1		子		7		覚(売掛金につき)			綴	3	199
191	2	1					覚(一、鑑23頁578文、丑年村用御引請分)			切紙	1	199 1
191	2	2	子		7		覚(御参会入用勘定書)	川岸屋与市	弥五左衛門様	切継紙	1	199 2
191	2	3	子		12		覚(御参会入用勘定書)	川岸屋与市	御名主 弥五左衛門様	切継紙	1	199 3
192					8	4	覚(金6両受取、御衣服御雑之内)	地頭所 井坂孫右衛門	札村 名主 金四郎殿	切紙	1	234
193					8	11	(書状 上沢村組頭・右兵衛より、貴村方元役人中へ貸金出入の件につき)	地頭所内 鶴野源吾㊦	札村 名主 金四郎殿	切紙	1	253
194			子		8	12	覚(干鰯積渡請求書)	小谷原 権左衛門㊦	札川岸 弥五左衛門殿	切紙	1	218
195			午		8	14	覚(米7俵、此者に御渡し下されたく)	清七㊦	飯島弥五左衛門殿	切紙	1	69
196					8	16	(書状 貸出金のこと、伏而願奉候につき)	横田藤左衛門	飯島大老君 貴下	豎紙	1	91

目録番号	年号	西曆	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	整理番号
197	1		酉		8	28	(包紙「廻状」とあり)			切紙	1	198 1
197	2		酉		8	28	廻状(川岸問屋仲間集会についての通知)	石津かし 問屋 伝右衛門㊦, 同川岸 問屋 治右衛門㊦, 札川岸 同・惣吉 ㊦, 同川岸 同・弥五左衛門㊦	井ノ塙川岸 問屋 伊右衛門 様, 小谷原川岸 同 権左衛 門, 他17名	切継紙	1	198 2
198	1						(包紙)			切紙	1	190 0
198	2		丑		8	29	覚(年貢米6俵、受取につき)	大曾根弥一郎㊦	札村 金四郎様	切紙	1	190 1
198	3		子				(当子年貢米可相納、申渡すにつき)	御用所㊦	札村 名主 組頭江	切紙	1	190 2
198	4				8	29	(書状 御飯米上納の件につき)	大曾根弥一郎	金四郎殿	切継紙	1	190 3
198	5				12	11	(書状 年貢上納細目、申達候之儀につき)	大曾根弥一郎	札村 金四郎殿	切継紙	1	190 4
199			子		8		し切(仕切計算)	福田屋 善次郎㊦	飯島弥五左衛門殿	折紙	1	264
200			子		9	8	(書状 年貢米について申入度件につき)	地頭所内 鶴野源吾	札村 名主 金四郎殿	切継紙	1	240
201			辰		9	11	受取(干鰯等の売渡金お渡し下さるべく)	上沢村 曾五内記㊦		切紙	1	96
202					9	13	覚(玄米2俵、代金受取につき)	ぬ東や㊦		切紙	1	163
203	1				9	21	(包紙)			切紙	1	86 1
203	2						(書状 音次郎様父・阿部数馬様御病死、御入用金の 儀につき)			切紙	1	86 2
203	3				9	19	(書状 静心院様御一周忌、御入用割当の件につき)	地頭所内 鶴野源吾	札村 名主 金四郎殿	切紙	1	86 3
204					9	21	(受取書、金5両2分寅年年貢につき)	田中水吉㊦	名主 金四郎殿	切紙	1	80
205	1				9	23	(包紙「返報用事申入」とあり)	江戸牛込山伏町 仁科次郎太郎方同 居 地頭所内 鶴野源吾	常州鹿島郡 札村名主 金 四郎殿	切紙	1	92 1

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	整理番号
205	2				9	23	(書状 音次郎様御父病死、又来月25日静心院様一周忌法事入用金割当につき)	地頭所内 鶴野源吾	札村名主 金四郎殿	切紙	1	92 2
206	1						(包紙「廻章」とあり)			切紙	1	196 1
206	2		酉		9		(廻状、問屋仲間参会入用の割合につき)	札川岸 問屋 弥五左衛門, 同川岸 同惣吉, 石津川岸 同 伝右衛門, 他2名	小谷原川岸 問屋 権左衛門様, 沼里川岸 同 伝左衛門様, 武井川岸 同 源兵衛他11名	切継紙	1	196 2
207	1				10	5	請取申米之事(米10俵、当丑の御収納米受取につき)	間宮音次郎様御内 大曾根弥一郎㊦	札村 金四郎殿	竪紙	1	215 1
207	2		丑		10	6	覚(玄米20俵受取につき)	宮城篤蔵内 村田秋三	飯島 弥三郎殿	切継紙	1	215 2
207	3		丑		10	6	覚(米14俵受取につき)	いせや 作兵衛㊦	三橋様御内 御用人中様	切紙	1	215 3
208					10	7	(書状 麦蒔肥用干鰯に関して)	新次郎	御老人様 金兵口殿	切紙	1	274
209	1		戌		10	11	記(米・粃、受取書)	荒野原左衛門㊦	札村	切紙	1	135 1
209	2		戌		10	11	記(米・粃、受取書)	荒野原左衛門㊦	安玉村	切継紙	1	135 2
210	1				10	12	覚(金1両、国役金受取につき)	御地頭所内 佐藤五郎㊦	札村 名主 金四郎代・伝蔵殿	切紙	1	168 1
210	2		亥		10	12	覚(金2両、殿様大病に付、御入用之由、慥に受取候)	御地頭所内 佐藤五郎㊦	札村 名主金四郎 代・伝蔵殿	切継紙	1	168 2
211			亥		10	12	覚(米14俵受取につき)	大曾根弥一郎㊦	札村 金四郎殿	切継紙	1	239
212			戌		10	15	覚(村入用金覚書、久保様へ相渡分)	月番 名主 惣助		継紙	1	63
213			未		10	18	(書状 御年貢の先納・残納について)	地頭所内 鶴野源吾	札村 名主 金四郎殿	切継紙	1	88
214					10	19	御下知(上納残分受取に付、安福寺へ地所可返の事)	地頭所内 井坂孫右衛門㊦	札村 役人 源右衛門養子 源兵衛江	切継紙	1	200

目録番号	年号	西暦	干支	間	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	整理番号
215			申		10	22	覚(玄米13俵、糶米5俵受取書)	間宮 用所㊟		切継紙	1	70
216					10	22	覚(代銀受取につき)	埼玉や 喜右衛門㊟	金四郎様	切継紙	1	255
217			卯		10	22	覚(当卯年貢金受取につき)	御地頭所内 井坂孫左衛門	名主 金四郎殿	切継紙	1	188
218	1						(包紙「廻状 積問屋仲間」とあり)			切紙	1	221 1
218	2		巳		10	25	廻状(積問屋仲間宛 当28日、与市宅にて集会につき)	世話人 札川岸 問屋 弥五左衛門 ㊟、同 同川岸 同 惣吉㊟、同 井/ 崎川岸 問屋 伊右衛門㊟、他2名	小谷原川岸 御問屋 権左 衛門様、同川岸 同 直右衛 門様、他17名	切継紙	1	221 2
219					10	25	(書状 殿様不快に付、出府有之様申入たく)	地頭所内 鞆野源吾	札村 名主 金四郎殿	切紙	1	233
220	1						(包紙「問屋集會割合 儀定書」とあり)			切紙	1	223 1
220	2		午		10	26	(下書 当午御年貢皆済金につき)		御代官 以條本彦次郎様	切紙	1	223 2
220	3		巳		10	29	覚(川岸屋御用、10人割合、1人前金1朱374文につき)	札 川岸屋ニ而 集會		折紙	1	223 3
220	4				10	29	覚(御泊り10人様支払請求につき)	河岸屋与市	上	切継紙	1	223 4
220	5				4	6	覚(御泊り10人様支払請求につき)	河岸屋与市	上	切継紙	1	223 5
221			午		10	28	(書状 年貢先納申入につき)	地頭所内 鞆野源吾㊟	札村 名主 金四郎殿	切紙	1	252
222			酉		10	28	覚(材木受渡状)	問屋 弥五左衛門㊟	源左衛門殿	切継紙	1	219
223			亥		10	28	覚(玄米10俵受取につき)	御地頭所内 佐藤五郎㊟	札村 名主 金四郎殿	切紙	1	193
224	1						(包紙)	門井源左衛門	札村 飯島弥五左衛門様	切紙	1	170 3
224	2						(包紙「公私共」とあり)	門井源左衛門	札村 副戸長 飯島弥五左衛 門殿	切紙	1	170 2

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	整理番号
224	3				10	28	(御呼出一件につき返事 留守中万般宜しく御取計下されたく)	門井拜	飯島君	便箋	1	170 1
225					10	29	覚(米・縄、受取書)	大曾根弥一郎	札村 名主 金四郎殿	切紙	1	74
226			子		12	29	奉公人請状之事(金5両、吉季年季奉公相定、書面之金子受取候につき)	奉公人 保政郎○捺印, 受取 忠左衛門㊦, 同 米屋源蔵㊦	弥五左衛門殿	切継紙	1	137
227					10		(常陸国鹿島郡篠本彦次郎御代官所、卯御年貢米改通 綴)	改手代 三浦正之助㊦		綴	11	111
227	1				10		(常陸国鹿島郡篠本彦次郎御代官所、卯御年貢米3斗7升入改通)	改手代 三浦正之助㊦		切紙	1	111 1
227	2				10		(常陸国鹿島郡篠本彦次郎御代官所、卯御年貢米3斗7升入改通)	改手代 三浦正之助㊦		切紙	1	111 2
227	3				10		(常陸国鹿島郡篠本彦次郎御代官所、卯御年貢米3斗7升入改通)	改手代 三浦正之助㊦		切紙	1	111 3
227	4				10		(常陸国鹿島郡篠本彦次郎御代官所、卯御年貢米3斗7升入改通)	改手代 三浦正之助㊦		切紙	1	111 4
227	5				10		(常陸国鹿島郡篠本彦次郎御代官所、卯御年貢米3斗7升入改通)	改手代 三浦正之助㊦		切紙	1	111 5
227	6				10		(常陸国鹿島郡篠本彦次郎御代官所、卯御年貢米3斗7升入改通)	改手代 三浦正之助㊦		切紙	1	111 6
227	7				10		(常陸国鹿島郡篠本彦次郎御代官所、卯御年貢米3斗7升入改通)	改手代 三浦正之助㊦		切紙	1	111 7
227	8				10		(常陸国鹿島郡篠本彦次郎御代官所、卯御年貢米3斗7升入改通)	改手代 三浦正之助㊦		切紙	1	111 8
227	9				10		(常陸国鹿島郡篠本彦次郎御代官所、卯御年貢米3斗7升入改通)	改手代 三浦正之助㊦		切紙	1	111 9
227	10				10		(常陸国鹿島郡篠本彦次郎御代官所、卯御年貢米3斗7升入改通)	改手代 三浦正之助㊦		切紙	1	111 10
227	11				10		(常陸国鹿島郡篠本彦次郎御代官所、卯御年貢米3斗7升入改通)	改手代 三浦正之助㊦		切紙	1	111 11
228			子		11	8	覚(金172文受取につき)	和泉や 兵右衛門㊦	上様	切継紙	1	238

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	整理番号
229			卯		11	19	(干鰯等売渡覚)			横帳	1	270
230			戌		11	21	覚(米15俵受取につき)	間宮 用所㊟	札村 金四郎殿	切継紙	1	247
231			午		11	23	覚(国役納金受取につき)	地頭所内 鶴野源吾	札村 名主 金四郎殿	切紙	1	216
232			庚午		11	23	覚(川岸場運米等 メ515文受取候につき)	庄屋 門井源左衛門㊟	問屋 飯島弥五左衛門殿	切紙	1	123
233					11	24	(書状 年貢上納の件につき)	神谷祐右衛門	間宮晟十郎様 御知行所 札村 名主 弥五左衛門	切紙	1	205
234			子		11	25	覚(米20俵・蒲筵5枚等受取書)	地頭所内 山下貢㊟	常州鹿島郡 札村 弥五左 衛門殿	切紙	1	161
235			巳		11	26	覚(玄米・蒲筵等受取につき)	地頭所内 鶴野源吾	札村 名主 金四郎様	切紙	1	231
236					11	30	覚(書状1通・金7両受取につき)	間宮庄五郎内 佐藤五郎㊟	札村 飛脚の者へ	切紙	1	186
237	1		申		12		おぼえ(御組用調)	中屋伝左衛門	御役 弥五左衛門様	切継紙	1	254 1
237	2		申		12	1	覚(覚書控)	大坂屋 伊兵衛	御名主 金四郎様	折紙	1	254 2
238			申		12	11	(書状 未年御目録残納分、来1月迄御猶予下された く)	御知行所 札村 名主 金四郎㊟	御地頭所様御内 鶴野源吾 様、加藤彦次郎様	切継紙	1	87
239			巳		12	12	覚(金1両受取、札村名主金四郎納届)	間宮晟十郎内 鶴野源吾㊟	荒川内記様	切紙	1	76
240	1						(包紙「廻状」とあり)			切紙	1	222 1
240	2		巳		12	15	廻状(規定書送付につき)	札川岸 問屋弥五左衛門㊟	石津川岸 問屋 伝右衛門 様、同河岸 同 治右衛門 様、小谷原河岸 問屋 権左 衛門様、他19名	切継紙	1	222 2
241					12	15	覚(金2両、右御雑用受取につき)	間宮晟十郎内 井坂孫右衛門㊟	札村 名主 金四郎殿	切紙	1	257

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	整理番号
242					12	16	(書状 上納金につき)	地頭所内 井坂孫右衛門	札村 名主 金四郎殿	切継紙	1	237
243					12	27	覚(金銭受取書)	加ミヤ仁左衛門㊦	上	切継紙	1	157
244					12	18	(達、年貢上納日限につき)	地頭所内 吉野五作㊦	札村 弥五左衛門殿	切紙	1	206
245			卯		12	21	覚(米1俵1斗、受取書)	安福寺 世話人㊦	弥五左衛門殿	切紙	1	126
246			子		12	23	覚(年貢受取書)	地頭所御改 田中忠吾	名主 金四郎殿	切紙	1	120
247					12	25	覚(年貢米等受取につき)	御地頭所内 佐藤五郎, 田中忠吾	札村 名主 金四郎殿	切紙	1	232
248			戌		12	26	覚(米17俵受取につき)	小川屋 久八㊦	布佐藤吉船	切紙	1	248
249			卯		12	26	覚(干鰯蔵入手形につき)	札かし 飯島弥五左衛門㊦	汲上宿 松屋由兵衛殿	切紙	1	185
250			巳		12	31	覚(酒代等、右之通り請求につき)	中屋 伝左衛門	弥五左衛門様	切紙	1	195
251			卯		12		覚(年貢の割付につき)	名主 五郎衛門	弥五左衛門様	切紙	1	73
252					12		(書状 返済の儀有る願上候につき)	上沢村 口印より	札村 飯島金四郎様	切継紙	1	169
253						31	口上(3両程入金願たく)	喜右衛門	金四郎様	切紙	1	184
254	1						(田、書付メモ)			切紙	1	265 1
254	2						屋しき(屋敷地書付メモ)			折紙	1	265 2
254	3						記(屋敷地書付メモ)			折紙	1	265 3
255	1				2	1	(書状 荒川氏御下り候に付、上納金相違無き様に)	芳川丹治	金四郎殿	切紙	1	259 1

目録番号	年号	西暦	干支	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	整理番号
255	2			10	6	(書状 殿様御大病の儀につき)			切継紙	1	259 2
255	3			4	13	(書状 当4月御雑用金、取急上納致すべし)			切継紙	1	259 3
255	4		戌	11		覚(金2両1分、女臈様御祝金上納の件につき)	御地頭所内 佐藤五郎㊦	札村 名主 金四郎殿	切継紙	1	259 4
255	5		戌	2	12	覚(金7両、上納受取につき)	地頭所内 田中忠吾、芳川丹治	札村 名主 金四郎殿	切紙	1	259 5
255	6		戌	5	15	覚(金3両、上納受取につき)	地頭出役 芳川丹治㊦	札村 名主 金四郎殿	切紙	1	259 6
255	7					(小石川みよが金受取、間宮房五郎様御屋舗あづけ 為言人172文につき)	㊦	鹿島郡札村 御名主 金四郎様	切紙	1	259 7
255	8		戌	11		覚(国役、酉年貢不納分受取につき)	御地頭所内 佐藤五郎㊦	札村名主 金四郎殿	切紙	1	259 8
255	9			4	14	覚(金7両、御雑用等受取につき)	地頭所内 田中忠吾、芳川丹治	札村 名主 金四郎殿	切継紙	1	259 9
255	10		戌	10	7	覚(金7両、上納受取につき)	地頭所内 田中忠吾	札村 名主 金四郎殿	切紙	1	259 10
255	11		戌	11		覚(去酉年不納分、上納受取につき)	御地頭所内 佐藤五郎㊦	札村 名主 金四郎殿	縦紙	1	259 11
255	12		戌	10	25	覚(御年貢米10俵等、受取につき)	御地頭所内 田中忠吾	札村 名主 金四郎殿	切紙	1	259 12
255	13		戌	1	11	覚(金1両1分732文、上納受取につき)	地頭所内 田中忠吾、芳川丹治	札村 名主 金四郎殿	切継紙	1	259 13
255	14		戌	5	16	覚(酉残納分受取につき)	地頭出役 芳川丹治㊦	札村 名主 金四郎殿	切紙	1	259 14
255	15		戌	12		書下之事(御収納米171俵5升9合4タ4才、内訳明細 仰付につき)	加藤清七、佐藤五郎	札村 名主 金四郎殿	切紙	1	259 15
255	16		戌	11		申渡(当戌年御年貢米金納につき)	御地頭所内 佐藤五郎㊦	札村 名主 金四郎殿	切紙	1	259 16
255	17		戌	4	14	書状(年貢残納分、早々上納すべし)	地頭所内 芳川丹治	名主 金四郎殿	切継紙	1	259 17

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	整理番号
255	18		亥		1	10	覚(米8俵、右御相給につき)	大蔵村 作左衛門 [㊤]	札村 飯島弥五左衛門様	切紙	1	259 18
255	19		亥		7	3	申達(水野下総守様分、未進有之一件につき)	間宮庄五郎 用所 [㊤]	札村 名主 組頭迄	切紙	1	259 19
255	20				4	24	覚(子年人別帳1冊受取)	間宮庄五郎内 佐藤五郎、田中忠吾	札村 名主 金四郎殿	切継紙	1	259 20
255	21		戌		11	16	覚(此以後、米・金并諸納物は、自分と田中忠吾兩名にて納めらるべきにつき)	間宮庄五郎 用所 [㊤]	札村 名主 金四郎殿	切紙	1	259 21
255	22				1	18	口達之覚(百姓代可申付旨)	地頭 用所 [㊤]	札村名主 金四郎迄	切紙	1	259 22
255	23		戌		12	27	覚(干鰯32俵受取につき)	当村 源蔵 [㊤]	札村 問屋 弥五左衛門殿	切紙	1	259 23
256							難破船械具并荷物明細仕訳調書	宮城県管下 陸前国牡鹿郡門脇村 近江彦兵衛持船 安全丸沖船頭正司 浅吉代理 船長 横山増吉 [㊤] 、他5名		縦帳	1	16
257							御願(米3俵御拝借願たく)	菅谷河四郎并口金兵衛 拜	札村 飯島弥五左衛門様専用	縦紙	1	155
258							(弥五左衛門、田畑宅地書付控)			切紙	1	263
259	1		丑		12	2	(納品勘定書)	中屋 伝左衛門	御名主 弥五左衛門様	切継紙	1	262 1
259	2	1	丑		12		覚(御組合用分、納品勘定書)	銭屋 和二郎	御名主 金四郎様	切紙	1	262 2 1
259	2	2			9	15	覚(組用納品勘定書)	百瀬屋	弥五左衛門様	切継紙	1	262 2 2
259	2	3	丑		12	31	覚(間宮様組用納品勘定書)	浜田や	間宮様組用 御名主 金四郎様	切紙	1	262 2 3
259	2	4	丑		12	2	覚(納品勘定書)	すわや 儀兵衛	間宮様 御役人衆中様	縦紙	1	262 2 4
259	2	5	丑		10		覚(さかな代、納品勘定書)	のこや 衛七 [㊤]	御役所様	切紙	1	262 2 5
259	2	6			12	1	覚(納品勘定書)	下宿 よしみや	かし 名主 弥五左衛門様	切継紙	1	262 2 6

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	整理番号		
259	2	7	子		12	7	覚(断簡「100文御使常吉殿」とあり)			切紙	1	262	2	7
259	2	8					(こより 金銭覚追記分)			切紙	1	262	2	8
260							(問屋仲間入用金割合控帳)			横帳	1	278		
261							覚(金銭書上帳)			横帳	1	13		
262	1						覚(金銭関係)			切紙	1	268	1	
262	2						(金銭覚書)			切紙	1	268	2	
263							難破船具状書(本月11日、鹿島郡上沢村海岸に漂着破船につき)	鹿島郡汲上邨 戸長 梶平右衛門, 同郡飯島村 小見森右衛門	茨城県権令 中山信安殿	縦帳	1	15		
264	1				10		(年貢米改手形 当巳御年貢米3斗7升入、右相違無御座候につき)	篠本彦次郎御代官所常州鹿島郡札村米主 与市, 米見 和三四郎, 榭見 定使, 名主 和平	改手附 松山辰三郎㊦	切紙	1	132	1	
264	2				10		(年貢米改手形 当巳御年貢米3斗7升入、右相違無御座候につき)	篠本彦次郎御代官所常州鹿島郡札村米主 惣次, 米見 和三四郎, 榭見 定使, 名主 和平㊦	改手附 松山辰三郎㊦	切紙	1	132	2	
264	3				10		(年貢米改手形 当巳御年貢米3斗7升入、右相違無御座候につき)	篠本彦次郎御代官所常州鹿島郡札村米主 新右衛門, 米見 和三四郎, 榭見 定使, 名主 和平㊦	改手附 松山辰三郎㊦	切紙	1	132	3	
264	4				10		(年貢米改手形 当巳御年貢米3斗7升入、右相違無御座候につき)	篠本彦次郎御代官所常州鹿島郡札村米主 清助, 米見 和三四郎, 榭見 定使, 名主 和平㊦	改手附 松山辰三郎㊦	切紙	1	132	4	
264	5				10		(年貢米改手形 当巳御年貢米3斗7升入、右相違無御座候につき)	篠本彦次郎御代官所常州鹿島郡札村米主 平四郎, 米見 和三四郎, 榭見 定使, 名主 和平㊦	改手附 松山辰三郎㊦	切紙	1	132	5	
264	6				10		(年貢米改手形 当巳御年貢米3斗7升入、右相違無御座候につき)	篠本彦次郎御代官所常州鹿島郡札村米主 惣右衛門, 米見 和三四郎, 榭見 定使, 名主 和平㊦	改手附 松山辰三郎㊦	切紙	1	132	6	
264	7				10		(年貢米改手形 当巳御年貢米3斗7升入、右相違無御座候につき)	篠本彦次郎御代官所常州鹿島郡札村米主 与右衛門, 米見 和三四郎, 榭見 定使, 名主 和平㊦	改手附 松山辰三郎㊦	切紙	1	132	7	
264	8						(白紙に松山辰三郎所用印のみ 未使用の用紙カ)			切紙	1	132	8	

目録番号	年号	西曆	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	整理番号
264	9						(白紙に松山辰三郎所用印のみ 未使用の用紙カ)			切紙	1	132 9
264	10						(白紙に松山辰三郎所用印のみ 未使用の用紙カ)			切紙	1	132 10
265							神社合併願書(雛形)		茨城縣權令 中山信安殿	縦帳	1	100
266	1						(漢方薬の作り方)			切紙	1	202 1
266	2						(かけの呪文の仕方)			切紙	1	202 2
267							覚(御石米、上納金内訳明細につき)			切紙	1	140
268	1						(包紙)			切紙	1	176 1
268	2		酉		5	7	覚(金、7両2分 5月分雑用金受取につき)	地頭所内 芳川丹治、田中忠吾	札村名主 金四郎殿	切継紙	1	176 2
268	3				12	23	(書状 跡金催促一件につき)	芳川□□	金四郎殿	切継紙	1	176 3
268	4		酉		4	23	覚(金、7両2分 4月分雑用金受取につき)	地頭 出役先 芳川丹治㊦	札村 名主 金四郎殿	竪紙	1	176 4
268	5				7	31	覚(金、7両2分 雑用金受取につき)	先役 芳川丹治	札村 御役人中	切紙	1	176 5
268	6				11	1	覚(金、1両 国役金受取につき)	地頭所内 芳川丹治、田中忠吾	札村 名主 金四郎殿	切紙	1	176 6
268	7		酉		11	27	覚(米15俵・餅米5俵等、上納受取につき)	地頭所内 芳川丹治、田中忠吾	札村名主 金四郎、元名主 弥五左衛門	切紙	1	176 7
268	8		酉		12	23	覚(金、4両 上納受取につき)	地頭所内 芳川丹治	札村 名主 金四郎	切紙	1	176 8
268	9				8	29	覚(届書・手紙受取につき)	地頭所内 芳川丹治	札村 名主 金四郎	切継紙	1	176 9
268	10		酉		12	13	覚(金、22両2分 上納分受取)	地頭所内 芳川丹治㊦	名主 金四郎殿	切紙	1	176 10

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	整理番号
268	11				7	19	覚(札村百姓直吉へ下置金2両、為御手当)	地頭所 用所㊟	札村 役人中	切紙	1	176 11
268	12		酉		4	21	申渡御覚(名主役申付の件につき)	地頭 出役先 芳川丹治㊟	札村 金四郎江	竪紙	1	176 12
268	13				12	10	覚(責村方海岸巨細取調べ、絵図差出可申件につき)	戸川中務少輔 井戸鉄太郎		切紙	1	176 13
268	14		酉		5	23	口上代(卯年当役所よりの貸金、今般取立に罷越候につき)	水戸盤船 江戸御貸附所 役人 小寺茂助, 大西権三郎	弥五左衛門殿	切紙	1	176 14
268	15						水腐願書出覚			切紙	1	176 15
268	16	1	酉		9	28	(書状 年々の弁済手形引替、御勘定仕りたく)	馬喰町三丁目 近江屋 善兵衛㊟	札村 御苗弥五左衛門様	切継紙	1	176 16 1
268	16	2	酉		9	28	(書状 年々の弁済手形御勘定引替の件につき)	馬喰町三丁目 近江屋 善兵衛㊟	札村 御役人中様	切継紙	1	176 16 2
268	16	3	酉		1	23	覚(金、2朱400文 小船2艘、上納入用につき)	近江屋 善兵衛㊟	札村 御役人中様	切紙	1	176 16 3
268	16	4	亥		1	18	覚(上納受取につき)	近江屋 善兵衛㊟	札村 忠治様	切紙	1	176 16 4
268	16	5	申		1	18	覚(金、1両2朱 上納受取につき)	近江屋 善兵衛代 又兵衛㊟	札村 忠治様	切紙	1	176 16 5
269							卯ノ御年貢割付	組頭 彦三郎	弥五左衛門殿	切継紙	1	212
270		□□ 8					八年貢米分(年貢割付覚の一部)			切継紙	1	174
271							(水田経営の収支見積計算書)			縦帳	1	51
272							相場之図			竪紙	1	129
273	1						(船荷関係控)			折紙	1	258 1
273	2						(船荷関係控)			折紙	1	258 2

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	整理番号
273	3						(船荷関係控)			折紙	1	258 3
274							確定書(今般、興行致すにつき)	(文意より、村方小島幸介他一同)		縦帳	1	41
275							巳御年貢米永勘定目録	御知行所鹿島札村 名主・弥五左衛門 同・治郎兵衛	御地頭所様御内 長谷川運 平様	縦帳	1	35
276	1						辰御年貢割付		角南組 名主 弥五左衛門 殿	切紙	1	145 1
276	2						辰暮改割付		角南組 名主 弥五左衛門 殿	切紙	1	145 2
277							地引総計簿控(税制改正に付、銘々持地取調候につ き)	地租改正下調掛り 門井與一、沼田徳 蔵、小島新左衛門、飯島由兵衛、札庄 左衛門、他6名	茨城県権令 中山信安殿	縦帳	1	28
278							覚(布佐村藤吉船積荷・船荷賃等覚書)			切継紙	1	249
279							地引簿総計縦下組帳(無税官有地土地台帳)			縦帳	1	25
280							質地進退中差上置証文(雛形)			縦帳	1	23
281	1						相渡申年季質地證文之事(雛形)			仮綴	1	61 1
281	2						相渡申年季質地證文之事(雛形)			仮綴	1	61 2

飯島家文書

史料の概要と特色

「飯島家文書」は、1950年代初頭、水産庁の委託により旧常民文化研究所が全国の漁村史料を調査・収集した時のものである。天明6(1786)年～大正13(1924)年の間に作成されたものであり、総袋数381点、総点数763点である。今回の目録出版化中、最大の量であり、活字化は初めての試みである。

この文書の原所蔵地は、江戸期を通じ札村と称された地域であるが、明治以後合併が進み明治22(1889)年以降は白鳥村の、昭和30(1955)年以降は大洋村の大字名となっている。昭和27(1952)年、古文書の所蔵者飯島主税氏(旧住所 茨城県鹿島郡白鳥村大字札)により水産庁水産資料館へ寄贈保管され今日に至ったものである。当時の寄贈受領書によると173点とあり現在の状況とは異なる。また、文書名も現在残されている記録によると、次の3通りあった。探訪先一覧台帳によると飯島主税家文書、ファイルには飯島五左衛門家文書、封筒には飯島弥五左衛門家文書とある。これらの文書群は茶箱一箱に収納され、整理番号(1～281)が付された封筒に夫々区分され保管されていた。今回の目録作成に際しては、この旧整理番号を尊重し必要に応じて枝番号を付した。また、文書名に関しては明確にすることが出来なかったため、総称という意味合いもあって「飯島家文書」としたが、飯島弥五左衛門家・一家系に残されていた文書と考えてもおかしくない判断される。その理由は、飯島主税氏が飯島弥五左衛門家の直系であることや、保管されていた宗門改帳等から推測したものであるが、詳細は(2)で説明している。探訪当時の飯島主税氏については、「旧名主、大部分の文書は散失し、ごく一部のみが残っている。受取、書簡、その他若干の帳面類のみである。」という記録が残されている。(『漁業制度資料目録 9 霞浦』1953年)

次頁に示す表1は、本文書群を項目別に分類したものである。分類の方法は、旧整理の分類方法(『漁業制度資料目録 9 霞浦』1953年)を基本的には踏襲しているが、見易くするため大略4つに分割しさらに細分化した。

内訳は表1に示した通り、1 土地(土地 漁業・漁場 林業・山林 土木)、 2 村政・行政(村政・行政 村落構造 貢租・賦役 治安警察 領主関係 災害救恤)、 3 経営(経営・流通 金融 交通・運輸) 4 その他(家 宗教 公私記録 雑)となっている。

表1を一見して解ることは、2の村政・行政関係が562点あり、その内、貢租・賦役が361点を示し保管量が最も多い。

他方、1の土地関係が30点で最も少ない。その内、漁業・漁場の史料が0点であったことも注目できるものである。つまり、「飯島家文書」は漁業文書というより、典型的な村方文書といえることができる。漁業史料が残されていなかったことについて、現当主飯島弥氏は、「この辺りはあまり魚がとれなかった。生業としての漁業はやったことがないと聞いている。食べ漁のみしていた。」と証言され、文書の残り方と一致する。(平成15(2003)年1月19日調査訪問)

飯島家文書分類表

天明6(1786)~大正13(1924)年

表1

通番	項目	点数	小項目	点数	近世	近・現代	不明
1	土地	30	土地	28	3	21	4
			漁業・漁場	0	0	0	0
			林業・山林	1	1	0	0
			土木	1	1	0	0
2	村政・行政	562	村政・行政	72	42	27	3
			村落構成	59	16	43	0
			貢租・賦役	361	141	220	0
			治安警察	11	8	3	0
			領主関係	58	58	0	0
			災害救恤	1	0	1	0
3	経営	139	経営・流通	76	66	4	6
			金融	53	35	12	6
			交通・運輸	10	4	6	0
4	その他	32	家	14	0	7	7
			宗教	6	2	4	0
			公私記録	1	0	1	0
			雑	11	9	2	0
	合計7	63		763	386	351	26

▼ 表右 網掛部分は、近世、近・現代文書の保管点数の内訳を示す

前頁表1右側、網掛け部分は作成時期を近世、近・現代、不明の三つに分類したものである。この表が示すように、近世文書と近代文書の保存量は大略同じくらいである。

「飯島家文書」は、約150年の間に作成・使用されていたものであるが、総体的に文書日付のないものが多く、他と比べて書状の様式をとったものが多い。そのため近世、近・現代の時代区分については(諸説を考慮した上で)便宜的に1867年で線を引き、また、日付の記載のない文書についても、封筒の中に保管されていた文書の連続関係や内容を吟味の上、類推し区分したのもも含めた。その結果、近世が386点、近・現代が351点、不明が26点になった。

以下に、この家の文書の中で特に重要な史料と判断されるものや、飯島家を語る特色ある史料について順次紹介する。

(1) 土地

表に示した通り30点ある。土地関係では明治の地券関係が多く、近世が5点、近・現代が21点、不明が4点になる。漁業・漁場関係は皆無である。林業と土木に関しても僅かに各1点が保管されていたのみである。

(2) 村政・行政

表が示す通り、総数562点、この内、貢租・賦役の項目が圧倒的に多い。それは、年貢や地租の上納受取書が多く保管されていたことによる。明治期の地租上納受取書(目録番号113)が、一括178枚保管されていたことも維新後の飯島家を知る一つの手掛りになる。

残存の史料から飯島家は代々、江戸時代を通じて名主役を務めた家であったことは確かである。抑々、札村は旗本4氏の相給であり、前述のような文書の残り方からみても、年貢皆済に進ずる名主像を彷彿とさせるものである。

「旧高日領取調帳」には次のように記載されている。

札村 角南富太郎知行所	200.000(石)
間宮音次郎知行所	200.000(石)
久保大膳知行所	200.000(石)
水野采女知行所	291.307(石)

飯島家の領主は、上記の間宮氏(旗本)であることは、伝存史料の弘化5(1848)年申正月、月番名主忠次作成「村高家数人別書上」(目録番号19)と、慶応2(1866)年寅8月、月番名主金四郎作成「村高家数書上帳」(目録番号63)によって判明する。これら2点の史料によると、村高891石3斗7合、および各知行所の年貢高に変化はない。但し、弘化5年の書上帳には、御新田場として、「1丁4反3畝18歩 御代官岩田敏三郎様御支配所」の記載(面積のみ書入れ)がある。慶応2年の書上帳には、御新田場の記載はなくなっている。これらの史料が残さ

れていたことにより、村高・年貢高が判明し、記載の名主・組頭・百姓代の担当者が交替する様も感知できる。次に、札村の家数、人数に変化が見られるので表2-1を作成してみた。

	家数 (単位 軒)		人数 (単位 人)	
	弘化5年	慶応2年	弘化5年	慶応2年
水野知行所	24	21	100	120
角南知行所	19	14	82	90
間宮知行所	13	15	62	87
久保知行所	16	14	65	108
合計	72	64	309	405

参照 弘化5 (1848) 年申正月「村高家数人別書上」(目録番号19)
 慶応2 (1866) 年寅8月「村高家数書上帳」(目録番号63)

表2-1から、弘化5(1848)年～慶応2(1866)年まで、わずか18年間の経過によって家数と人数がどのように増減したか分かる。家数が8軒減少し、人数が96人増加しているのが分かる。

他方、明治維新後の史料で、明治8年(1875)2月に作成された第三大区小六区鹿島郡札村の「現在原籍調」(目録番号103)が保管されている。

これは、県令に提出した書類の控と思われる。出生、入籍、送籍、総計、本月増減、前月原員が記され、増減差引として、「本月現在人員総計509人(内 男263人、女246人)」とある。前述の「札村 家数・人数調」(表2-1)によると、慶応2(1866)年の段階では、「札村人数は405人」とあるが、それから、9年後の明治8年には、総人数が104人増加したことになる。さらに、本月現在戸籍総計として、「社数 3社、寺数 3寺、戸数101軒、平民102人(内男102人)、同家族407人(内男161人女246人)、人員総計509人」と記されている。最後に職分従事調として、「僧1人、農308人(内男162人女146人)、同無職家族200人(内男100人女100人)、人員総計509人 右之通相違無御座候以上 明治八年二月 第三大区小六区 常陸国鹿島郡札村 副戸長飯島与平次 同菅谷和平◎」とあり、村内の様子が大略分かる。この文書の家数と人数について略記すると次のようになる。

明治8 (1875) 年2月 札村 本月現在戸籍総数
 戸数 101軒

男 263人
 女 246人
 人員総計 509人

前掲の「村高家数書上帳」(江戸時代)では、18年で96人の増加を見たが、維新後は9年で104人増加していることになる。弘化5(1848)年から明治8(1875)年までの、27年間は家数・人数はどのように変化しているだろうか。増減表(表2-2)を作成してみた。

札村 家数・人数増減表 表2-2

		弘化5(1848)	慶応2(1866)	明治8(1875)	増減(27年後)
家数	(戸)	72	64	101	+29
人数	(人)	309	405	509	+200

▼ 増減は弘化5(1848)年から数えて27年後

表2-2により、27年間で29軒、200人増加したことが分かる。これらは、家数40%、人数60%の増加になる。この増加を生活の向上とみるか、新田開発の結果とみるか、県西・県南地方に多く存在した天領・旗本領と比較した場合かどうか、等々の検討を要するものである。

また、この増加率の向上を数字の上だけで、「増加」と判断してよいものかどうかとも今後の課題にしたい。

この史料「現在原籍調」に、副戸長飯島与平次という名が見えるが、弥五左衛門家直系の人物ではないように思える。同時期に弥五左衛門と名乗る副戸長が存在するからである。(目録番号94, 98,100,103) 両者連名の届書も残っている。(目録番号88-6, 89) これら前掲の3点の史料は、明治4年戸籍法発布、明治5年壬申戸籍、さらにその後の明治政府による戸籍制度の実施資料として大いに貢献するものであったと思われる。それ故に、旧名主の家に保管されていたものと思える。

次に月番名主によって作成された「五人組帳」と「宗門改帳」から村の様子を伺って見ることにしたい。

まず、嘉永5(1852)年子4月 日、安政5(1858)年3月 日、元治元(1864)年甲子6月 日(目録番号27-1~27-3)の作成日をもつ3点(縦帳)の「五人組帳」が残っていることに注目したい。

ここでは、この内最も古い日付をもつ史料を解説する。

☆ 嘉永五子年四月「五人組改帳」(目録番号27-1)

名主金四郎、組頭彦三郎④、百姓代直右衛門、同利右衛門④

弥五左衛門④

惣次④

五人組 膳円④

弥五兵衛④

源右衛門④

〆五人

芳兵衛④

利右衛門④

同 治郎兵衛④

清 七④

源兵衛④

〆五人

彦三郎④

藤 七④

同 直右衛門④

源 蔵④

彦兵衛④

〆五人

都合三組

人数拾五人

右之通、当村御百姓中不残五人組被 仰付大小之百姓立会吟味仕、家持之面々子供下人門屋二至迄組合仕、不残連判奉差上候事

嘉永五子年四月

常州鹿島郡札村

組頭 彦三郎④

名主 金四郎④

間宮庄五郎様御内

佐藤五郎殿

この「五人組改帳」に、名主金四郎の名が見えないのは、筆頭に記されている弥五左衛門一家に属すからである。金四郎は後述の「宗門御改帳」（目録番号 28-1～28-3）によると、当主弥五左衛門の娘婿にあたる。名主役は継いでもまだ当主にはなっていないということだろうか。この史料により、嘉永 5(1852)年の飯島家は旗本間宮庄五郎を領主と仰ぐ、札村名主の家であったことが明らかとなる。

次に前述の「五人組改帳」と、全く同じ作成日付をもつ「宗門御改帳」（目録番号 28-1～28-3）を紹介したい。札村名主金四郎は、同日に、「五人組改帳」と「宗門御改帳」の 2 種を作成し、江戸の旗本頭所へ届けたその控が飯島家に伝存していたということになる。通例、毎年これらの届出は行われていた。元来、「五人組改帳」は治安・行政の連帯責任制度であり、一般的には村単位に作成されたが、相給村では領主別に作成された。他方、「宗門御改帳」は、宗門改めと人別改めの両方を複合し作成され、領主に届けられた戸籍台帳であり、幕府による民衆支配の一端を支えるものである。

「飯島家文書」には、嘉永 5(1852)子年 4 月（目録番号 28-1）、安政 5(1858)午年 3 月（目録番号 28-2）、元治元(1864)甲子年 6 月（目録番号 28-3）に作成された 3 点の「宗門改帳」（縦帳）が伝存している。次に 3 点の内、最も古いものを解読する。

☆ 嘉永五子年四月「宗門御改帳」（目録番号 28-1）

常州鹿島郡札村

名主 金四郎④

組頭 彦三郎④

宗門御政

鹿島郡札村

一 旦那寺安福寺◎

弥五左衛門◎	子	五十七歳
妻 まつ	子	四十八歳
母 た起	子	六十九歳
婿 金四郎	子	三十四歳
妻 寿が	子	二十九歳
弟 金吾	子	十三歳
倅 金太郎	子	九歳
二女 つ留	子	四歳

人数ノ八人◎

内男四人 女四人

外二馬寄正

(以下中略)

家数ノ五軒◎

人数ノ貳拾八人◎

内男拾五人 女拾三人

右男女貳拾八人

間宮庄五郎様御百姓代々天台宗ニ而拙寺旦那二紛無御座候、若横合より御法度之宗門と申者御座候ハ、拙僧何方迄茂罷出急度申披可仕候、

為後日宗旨印形仍如件

嘉永五子年四月

常陸国行方郡出沼村西蓮寺末

同国鹿島郡札村

天台宗

安福寺④

間宮庄五郎様御内

佐藤五郎殿

(以下二ヶ寺、禪宗普門寺・洞泉寺を略す)

天台宗禪宗男女合七拾三人、内男參拾八人女參拾五人、馬五疋

右三ヶ寺印形差出候通当村御百姓都合七拾三人紛無御座候、御百姓中男女子供至迄、遠國又者隣村江罷越逗留仕候ハ、様子承届早速御注進可申上候

依之印形差上申処如件

嘉永五子年四月

常州鹿島郡札村

名主金四郎④

組頭彦三郎④

御地頭所様御内

佐藤五郎様

この宗門改帳により、名主金四郎は飯島家へ婿として入った人物であり、弥五左衛門の娘寿がとの間に金太郎、つる、みつ、鳩之助の4人の子供をもうけているのが分かる。寿には弟金吾がいるが、幼少のため娘婿の金四郎が名主役を継いでいたとも考えられる。飯島家の旦那寺・安福寺は、現在は廃寺になっている。『行方郡郷土史』によると、明治期迄に数回火災に見舞われ、寺宝日記等悉く皆焼失して今に存するもの一つもなしとある。しかし、安福寺墓地は継承され、飯島家の先祖の名が刻まれている。現在は、北浦町山田の円満寺(天台宗)の檀家になっている。

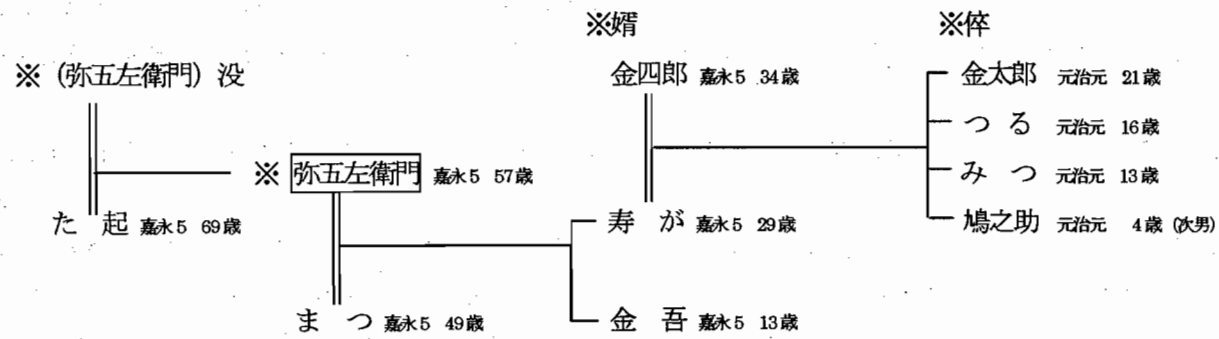
次頁に前掲の史料から簡略ではあるが系図を作成してみた。

この系図は、嘉永5(1852)年 当主弥五左衛門が57歳の時を中心に作成している。系図に少々説明を加えると、

飯島家の当主弥五左衛門は、寛政8(1796)年生れ。「弥五左衛門」が飯島家の通り名、家の名乗りである。また、屋号でもあった。史料中に、「河岸問屋弥五左衛門」、「積問屋弥五左衛門」、「地主弥五左衛門」の記載が見え、名主の傍ら商いにも熱心な人物であったことが推察される。

『飯島弥五左衛門家系図』

※印は家を継いだ人物
二重線は婚姻関係を表す



参照 札村 天台宗安福寺旦那

『宗門御改帳』 3点

嘉永5 (1852) 年4月 (目録番号28-1)

安政5 (1858) 年3月 (目録番号28-2)

元治元 (1864) 年6月 (目録番号28-3)

入婿金四郎は文政2(1819)年生れ、明治元(1868)年には「元名主」(目録番号70)とある。史料中、名主の初見は嘉永3(1850)年であり、当主の初見は安政5(1858)年、40歳の時である。(目録番号28-2) この時は、義父・弥五左衛門62歳も生存していたが、金四郎は名実ともに飯島家の当主となり、名主役の継承者となっている。

金四郎卒・金太郎は弘化元(1844)年生れ、元治元(1864)年「宗門御改」には21歳とある(目録番号28-3)。慶応2(1866)年、史料中に名主見習21歳(目録番号59)とあるが、それ以後、史料中に名が見えない。明治5(1872)年、新政府により、庄屋・名主・組頭など旧来の村役人が、戸長・副戸長へと移行した際、飯島弥五左衛門と名乗る人物が朧村の副戸長を拝命したとみえ史料の中(目録番号88、94-5)に現れるが、それが金太郎である可能性が高い。

(3) 経営

飯島家文書分類表(表1)によると経営関係の文書類が139点伝存する。飯島家としては2番目に多い伝存量である。飯島家は名主を努める傍ら、北浦や利根川の水運を利用した運搬業と問屋業によって生計を立てていた。いわゆる北浦入江四十四ヶ津の河岸問屋であった。鹿島郡では塔ヶ崎から下埜まで、行方郡では串挽から延方までに北浦四十四ヶ津があった。この津の仲間が組織化し水運や漁業の規約を作成し、時には仲間同士牽制しあい、いざ、事が生じると北浦四十四ヶ津全員で結束し闘ったのである。津頭は、白浜村の名主が努めることになっていた。

この辺りでは酒造も行われていたが、飯島家は酒造には関わったことはなく、酒製品と酒粕の運搬にのみ関わった。米・麦・薪・炭・肥料(干鰯)が主たる運搬品であった。(目録番号179、194)

前述のごとく、飯島家では漁業を行った形跡はなく、魚商経営や魚類運搬にも関わりを持たなかったとされ史料も残されていない。飯島家には河岸問屋関係の史料が多数伝存していた、この傾向は飯島家の特色として挙げられるものである。(目録番号154、165、197、206、218、220、222、240、260)

次に、北浦一帯(四十四ヶ津)では問屋仲間が寄り合い、時々集会が催されていたことが分かっている。この状況を示す史料が残されている。(目録番号165、197、206、218)

河岸問屋仲間へ当番が、集会開催を知らせた廻状が残っている。次に追込みで記しておきたい。

☆ 年未詳午四月三日「廻状」(目録番号165)

「以飛札啓上仕候、先以各々様愈御安泰可被成御座珍重之御義奉存候、然者、当月五日札川岸 川岸屋与一宅ニおいて御仲間集会仕候間、晴雨共乍御苦勞様御光来被成下度奉願候、右之段得貴意度如斯御座候以上、井ノ埜川岸 問屋伊右衛門◎、札川岸 問屋弥五左衛門◎、同川岸 問屋惣吉◎、午 四月三日 石津川岸 問屋伝右衛門様、同川岸 同治右衛門様◎、小谷原川岸 問屋権左衛門様、同川岸 同 直右衛門様、沼里川岸 問屋伝左衛門様 相済、武井川岸 問屋源兵衛様、同川岸 伊平治様、額賀川岸 問屋惣左衛門様、同川岸 同 伊

兵衛様、椎木川岸 問屋市郎右衛門様、同川岸 同 忠次右衛門様、同川岸 同 平四郎様、同川岸 同 権右衛門様、奈良毛川岸 問屋忠左衛門様、塚原川岸 問屋五右衛門様 相濟 四拾八文相渡し候、同川岸 同 重兵衛様、同川岸 同 善左衛門様、同川岸 同 八兵衛様 四拾八文相渡ス、須賀川岸 問屋半右衛門様 四拾八文相渡ス、同川岸 同 平左衛門様 四拾 八文相渡ス 追啓申上候、廻状持廻飛脚賃錢四拾八文宛御銘々乍御面倒御弘御渡可被下候、飛脚之者屋飯頃歟又者及暮候節ハ何分宜御世話之程奉希候」

廻状なので当時の問屋の名前（18名）を知ることができる。集会場所は川岸屋と市宅、今月の当番は差出人の、伊右衛門・弥五左衛門・惣吉である。包紙に包まれた廻状は、各問屋に回覧され、承知の合点が付けられている。こういった史料に出会うと、「北浦四十四ヶ津という自治組織」の存在が確かなものとして受け取れる。廻状を持って走る飛脚への心遣いも忘れてはいない。津仲間の人情と団結の強さが伝わってくる文書である。（網野善彦「海民の社会と歴史二 霞ヶ浦 北浦」『社会史研究』2）

当研究センター所蔵「村山彦吉家文書」に、安永三（1774）年十二月二十六日「村々問屋御運上御請証文差上控」（村山彦吉家文書 目録番号 23）がある。札村の飯島弥五左衛門が舟問屋株を持っている1人として名前が見える。「飯島家文書」にある問屋弥五左衛門に比定されるものであり興味深い。

この他、酒商売益金を上納する史料も残っている。酒商売の横の連合（仲間）を作り、世話役を決め12人が連署したものである。（目録番号23）

また、「経営」の分類項目中にある「金融」（史料53点）には、貸借関係と判断されるものは全て含むことにした。借金、返済、質入（質地）、売券、為替、無尽等をその対象としている。

（4） 領主（旗本）との交流

先に示した通り、飯島家は旗本知行所の名主であった関係上、地頭所の役人との遣り取りをした文書が多数残されている。年貢催促や臨時上納金、御用立金等に関したものが多。また、お葬式などの入用金、御屋敷様勝手賄方についての書状など私的性格の強い金子依頼も含まれている。

旗本の地頭所は江戸にあり、そこで働く役人衆も江戸住まいであった。必要に応じ江戸から飛脚が到来し、役人が懇々村を訪れるようなことは減多になかったのである。また、村側から何か用向きが生じた場合は、名主（村役）が江戸へ上った。年貢は村側から水運や駄送により江戸まで届けた。

以上のような領主との交流が伝わってくる史料が残されている点も名主飯島家の性格をよく表している。

本来的には、「御用留」の中に残されるものであった地頭所からの達書や書状が一括りになってそのまま残されていた。既述の如く、札村は四給であったため、当然のことながら隣接の他の知行所との交流もあったと思われる。

次に、このような村の様子を髣髴とさせる通達の一通を紹介したい。地頭所役人から名主金四郎宛の命令であるが、書状形式になっている。水野采女様越石未納分の取立てを通達したものである。文中には、「久保様御家来衆」も登場し、結局、旗本四給の内、三家の名が記され、機に応じ係り合っていたことが感知される。

☆ 辰二月二十四日「地頭所達」(目録番号 169-8)

(割印) 一筆申入候然者当御知行所内

御手百性(姓)之内別紙之通御相給

水野采女様江越石未納之趣

先達而御懸合有之右御家来

此度取立出役被致候間右二付

御手百性(姓)名前之者共未納之分

早々取立采女様御出役之衆江

上納可致候様急度可被申付候

若於不納者名前之者共呼出

之上御少汰茂可有之義二付早々

相納候様可被申付候且亦等閑二

心得候者有之候ハゞ其段早々

可被申越候右之段飛脚ヲ以

可申入筈之処日限等茂相延候

事二付幸久保様御家来衆

御出役茂有之候二付御同人江頼

申入候右之段御承知早々

可申付候以上

辰二月二十四日 御地頭所内

井坂孫右衛門

名主 金四郎殿

内容を概略すると次のようになる。

「一筆申入候 別紙の通り、御相給水野采女様越石未納の分、右出役衆に上納致すべく御手百姓方へ申付けられたい、もし不納の者などあれば呼出しの上御沙汰がある、また等閑に心得る者などがあつた場合にも当方へ其の旨を伝えるように。右の件、本来ならば飛脚を以て申入るものであるが、日限のこともあり久保様御家来衆に便に頼入るところである。右の段申付ける、以上」となる。

この史料の作成年について考察すると、辰2月24日は、慶応4戊辰(1868)年に比定される。この文書は、字形が整然としていて乱れがなく、公印の割印が押捺されている。

越石は、江戸時代、幕府や大名が直臣に知行地を与える際にとつた知行地割渡しの一つの方法である。武士への知行地給付は原則として 村を単位として与えられたが、知行高と村高が一致する事は難しかった。それで実際に知行地を割渡す時に、十石内外の不足がでる場合もある。そこで隣村から其の知行地へ不足高を補つたりする。この方法が越石である。

御手百姓は、ここでは、水野采女分越石を請負っている旗本間宮音次郎知行所内に住む複数の百姓をさす。具体的には名主金四郎管轄の百姓ということになる。制度的な得分であつたとはいえ、越石未納分を無事上納させることの難しさを語っているようにも思える。

(文責 鈴木江津子)